

# 協同金融 *FINANCE CO-OPERATIVE*

No.150 (2020年4月)

## 特集:誌上シンポジウム SDGs達成へ、さらなる「協働の力」で! ~第17回シンポジウムの中止を受けて~

去る3月7日に予定していた第17回シンポジウムは、新型コロナウイルスの感染拡大が進む中で、残念ながら中止しました。しかし、中止決定が直前だったこともあり、ご講演、ご報告を予定されていた皆様にはレジュメ・資料のご準備も進んでおられました。そこで、本号では、ご準備いただいていた原稿をお寄せいただき、<特集:誌上シンポジウム>として、当日のご講演、ご報告の内容の一端をご紹介させていただくことにしました。年度末から年度初めにかけて、緊急事態宣言が発令されるという状況のなかで、ご協力いただいた皆様には深く感謝申し上げます。会員の皆様には、ご感想やご意見をお寄せいただけたらと思います。

感染拡大は依然として続いています。皆様には、くれぐれもお体をお気をつけください。

なお、今後の研究会等の予定については、改めてご連絡をさせていただきます。

(編集部)

### ■本号の目次■

開会挨拶	2
	駒澤大学教授・協同金融研究会代表 齊藤 正
基調講演	3
	「激変の30年を振り返り、日本社会の未来を考える」
	「暮らしと経済研究室」主宰 山家 悠紀夫 氏
実践・事例報告	
	「地域での協同（協働・共同）事業・活動の実践」
○信用金庫	
	「SDGsを通じた中小企業の価値向上の取組」……………14
	東京東信用金庫 ひがしんハロープラザ両国 所長 成嶋 和彦 氏
○信用組合	
	「『ソーシャルキャピタル経営』の確立を目指す実践について」……………25
	いわき信用組合 常勤理事 本多 洋八 氏
○労働金庫	
	「新大人社会へのパスポート～高校生の消費者教育の必要性～」……………32
	中央労働金庫 総合企画部 CSR担当部長 有竹 丈司 氏
○農業協同組合	
	「JAさがみが目指す地域協同組合」……………48
	さがみ農業協同組合 総合企画室 室長 井出 徹 氏

2020年4月発行【編集・発行者】協同金融研究会（事務局長・小島正之）

〒102-0083 千代田区麹町3-2-6 麹町本多ビル3B 日本福祉サービス評価機構気付

電話&Fax 03-3262-2260 e-mail: [kinyucoop@mail.goo.ne.jp](mailto:kinyucoop@mail.goo.ne.jp)

\*HP (<http://kyodokinyu.org>) / [Facebook](#) もご利用ください。

## ご挨拶および誌上シンポジウムのご案内

協同金融研究会・代表／駒澤大学・教授 齊藤 正

新型コロナウイルスのパンデミックの収束を見通すことができない状況の中、2月中旬の運営会議において、3月7日に予定していた「第17回シンポジウム」の中止を決断し、HPに掲載するとともに、会員のみなさまにメールでお伝えさせていただきました。毎年のシンポジウムを楽しみにして下さった会員のみなさまのご期待に応えられず、まことに残念であり、申し訳なく思います。

また、基調講演をお願いしていた山家悠紀夫先生、および、四業態のパネリストのみなさまには、ご多忙の中、報告準備を整えられたにもかかわらず、中止をお伝えせざるを得なくなったこと、主催者として深くお詫びいたします。

今回のシンポジウムのテーマとして、「SDGs 達成へ、さらなる『協働の力』で！」を掲げましたが、新型コロナウイルスのパンデミックは、世界中の人々から「当たり前日常」を奪うとともに、SDGs 達成のためには、これまでの「グローバル化」のあり方自体の問い直しを求めているように思います。いいかえると、「地域（ローカル）循環」の重要性を改めて見つめ直すことであり、まさに、本研究会が2014年の第11回シンポジウムで藻谷浩介氏から「里山資本主義という行き方」と題する記念講演を受けて以来、さまざまな切り口から議論を重ね、成果を積み上げてきた視点でもあって、今回のシンポジウムはいわば一つの集約点と位置付けられるものでした。

それだけにシンポジウムの中止は断腸の思いでありましたが、運営会議で「シンポジウムを中止で済ませるのは惜しい」、「せっかく準備していただいたのだから、何とか会員のみなさまにそれを伝えることはできないのか」という声上がり、『ニュースレター』における「誌上シンポジウム」特集というかたちをとらせていただくことになりました。山家先生および四業態のパネリストのみなさまには、ご快諾いただいたのみならず、「誌上シンポジウム」に向け、さらに追加資料等を整えて下さったことに対し、心から感謝申し上げる次第です。

最後になりますが、地域経済・社会は今や個別機関、個別業態の努力だけでは乗り越えられないほど深刻な状況にあり、新型コロナウイルスのパンデミックによってさらなる打撃を受けています。SDGsの達成にとって、さらなる「協働の力」で「ローカル循環」を再構築することがますます重要となっていると考えられます。本「誌上シンポジウム」が契機となり、さらに議論が深められることを心から願い、ご挨拶といたします。



## 激変の30年を振り返り、日本社会の未来を考える

暮らしと経済研究室 主宰 山家 悠紀夫

今からおよそ30年前、1990年前後は、世界経済にあっても、日本経済にあっても、激変の時期であった。

世界経済にあっては、89年にベルリンの壁崩壊、90年に東西ドイツの統合、91年にソ連邦の消滅、などという出来事があった。90年前後を境に、ロシアとその周辺諸国が、いっせいに市場経済化に向けて動き出したのである。資本主義世界のグローバル化が急速に進み始めた。同時に、経済政策の面では、新自由主義経済政策が、各国において取られ始めた。社会主義化（革命の発生）を恐れることのなくなった各国政府が、競って、「原始資本主義的」「むき出しの資本主義的」経済政策を取り始めたのである。

日本経済にあっては、1990年前後は、何よりもまず、バブル破裂の時期であった。90年に株価バブルが破裂、91年に地価バブルが破裂、91年からの日本経済は、きびしくかつ長期の「バブル反動不況」に陥った。以降「失われた10年」、そして「20年」と呼ばれる（やがては「30年」とも呼ばれかねない）長期停滞の始まりである。そして、経済政策の面では、「構造改革政策」なる政策が取られ始めることとなる。

以下、本稿では、「日本版新自由主義経済政策」とでも呼ぶべき「構造改革政策」に焦点を当てて、90年以降およそ30年間の日本経済を振り返ってみたい。その政策は、今日もなお（安倍政権の下で）継続中であり、昨今の日本経済の状況と大きく係わっており、今後を考えるうえでも考察が欠かせない、と思うからである。

### 1. 90～96年、「改革政策」を準備した危機意識の高まり

「構造改革政策」の実施は、すぐ後で見ると、96年10月に発足した第二次橋本龍太郎内閣の「六つの改革」に始まるが、それに先立つバブル破裂後の7年間（90～96年）は、日本経済の、そして日本財政の「構造改革」が必要であるとの認識（というか危機意識）が、広く社会に浸透していく時期であった。

すなわち、まず「経済構造危機」論の浸透である。その危機論は、バブル破裂後の景気後退期（91年3月～93年10月）が長引く中で（後退期間32か月は、実質的に戦後最長であった）、またその後の回復期に入ってから回復が遅々たるものであったこともあって（回復の初年、93年の実質成長率はマイナス0.5%）、「日本経済は構造が悪くなっている」「構造改革をしない限り景気は回復しない」との論が急速に広まっていった。その極め付きは96年の「経済白書」である。その「総論」に曰く――

「戦後50年を終えた日本経済は、現在歴史的な構造調整期にある。（中略）はっきりしていることは、これまでの経済構造、経済システム、経済政策の体系にギア・チェンジしていかなければならないということである。これまでの経済社会の構造やシステムにしがみついている、日本経済に前途はない。……」

次に、「財政危機」論の高まりである。95年11月、武村正義大蔵大臣（村山内閣）は「財政危機宣言」を発する。96年2月には大蔵大臣の諮問機関である財政制度審議会に「財政構造改革特別部会」を設置する。「このままでは国が滅ぶ」（同大臣による中央公論96年6月号への寄稿文の標題）との警告が発せられ、「財政構造改革」の必要性が訴えかけられた。

### 2. 97～99年、最初の「構造改革」――橋本内閣「六つの改革」の実施と挫折

こうした「改革」論議の高まりを受けて、第二次橋本内閣（96年11月～98年7月）は、「六つの改革」に着手する。「財政構造改革」「社会保障構造改革」「金融システム改革」その他の「改

革」であり、最初の「構造改革政策」の実施であった。

しかし、この「改革」は見事に失敗した。

「改革」の実施前に始まっていた景気回復（96年の実質成長率は3.1%となり、97年はそれ以上の成長が期待できる状況にあった）を腰折れさせ、（97年6月から景気は後退局面に。97年の成長率は96年を大きく下回る1.1%になった）、98、99年と2年続けてのマイナス成長（戦後初めて）へと景気を悪化させ、さらには大手銀行（北海道拓殖銀行、長期信用銀行、債券信用銀行）の経営破綻（これも戦後初めて）を引き起こすなどしてしまったのである。

景気腰折れのきっかけを作ったのは、97年4月からの消費税率の引き上げその他の厳しい緊縮財政政策の実施（「財政構造改革」）であり（「改革が招いた不況」）、その後、アジア通貨危機が発生するという不幸はあったが、景気をさらの深刻化させたのは、「護送船団行政（大手金融機関は倒産させないとする金融行政）」との訣別を図るとした「金融システム改革」政策の宣言であった（「改革が深化させた不況」）。不況が進行する中で銀行の不良債権問題が再燃したが、その中で「危ない」とみられた銀行からの預金者離れ、金融債価格の暴落などが発生し、相対的に弱いとみられた幾つかの銀行の経営を追い詰めたのである。

こうして景気は悪化し、金融危機は深刻化した。

そして、その進行に歯止めをかけたのは、98年7月に登場した小渕恵三内閣（98年7月の参院選で政権与党の自民党が大敗、橋本内閣は退陣）の「反構造改革政策」であった。すなわち、小渕内閣は「財政構造改革政策」を棚上げして、所得税減税、公共投資拡大など財政面からの景気浮揚策を実施、また、大量の公的資金を金融機関に投入して金融不安の払拭を図った。明らかに「金融システム改革」の趣旨に反する政策を実施したのである。

こうした政策転換を受けて、景気は99年2月から回復へと向かい始め、金融不安も徐々に静まる方向へと向かっていく。

### 3. 99～01年、蘇る「構造改革」

#### ——「経済戦略会議」の答申と小泉「構造改革内閣」の登場

こうして最初の「構造改革政策」は無残な失敗に終わったわけだが、これで「構造改革」が終わったわけではない。

さほどの間を置くこともなく、98～99年の景気悪化は、アジア通貨危機の影響を受けてのものと説明されるようになり、また、金融危機の発生は金融機関が不良債権の処理を先送りしていたためである、と説明されるようになる。「構造改革」原因説は消し去られたのである。

加えて、99年2月、小渕内閣が登場の際に設置した「経済戦略会議」（議長・樋口廣太郎アサヒビール会長、議員に5人の財界人と中谷巖一橋大学教授、竹中平蔵慶大教授ら4人の学者）が「日本経済再生への戦略」と題する答申を首相に提出し、「構造改革」の必要性を力説する、ということが起こった。

その答申はA4判用紙でおよそ60枚、字数にして8万字近くになるという膨大なもので、まず始めに「戦後の日本経済の飛躍的な経済成長の原動力となってきた日本的システムの至る所に綻びが生じ、これが経済の成長の足枷要因として作用し続けている」とある。槍玉に挙げられているのは「日本型雇用・賃金システム」や「手厚い社会保障システム」である。また、「護送船団方式に象徴される過度に平等・公平を重んじる日本型社会システム」であり、「公的部門の肥大化」であり「日本的含み経営」である。そこで、ということで答申はさまざまな「構造改革」を提言している。その結びにあるのは、「お手本はアメリカ」という記述である。アメリカは「小さな政府の実現と抜本的な規制緩和・撤廃、大幅な所得・法人減税等を柱とするレーガノミックスに加えて、ミクロレベルでの株主利益重視の経営の徹底的追求とそれを容易にする柔軟な社会システムをバックに、米国経済は見事な蘇生を成し遂げた」と。

この答申をきっかけとして、日本経済の蘇生より一足早く、「構造改革政策」は蘇生した。

そして、小渕首相入院・死去の後を継いだものの短命に終わった森喜朗内閣の後を受けて、「構造改革なくして日本の再生と発展はない」と主張する小泉純一郎内閣（01年4月～06年9月）が発足する。このあたりの社会の風潮、政治の変転ぶりは橋本内閣の失敗「どこ吹く風」であった。

#### 4. 01～06年、小泉内閣の諸改革

##### ——「不良債権処理」「官から民へ—小さな政府」「規制緩和」

01年4月に誕生した小泉内閣は、「私は『構造改革なくして日本の再生と発展はない』という信念の下で、経済、財政、社会、政治の分野における構造改革を進める」と施政方針で述べた首相の下、6年間にわたり数多くの「構造改革政策」を実施した。大別すると、「不良債権処理」（内閣言うところの「後ろ向きの構造改革」）、「官から民へ、小さな政府を目指す改革」、「競争原理の徹底を図る規制改革」（二つ合わせて「攻めの構造改革」）の三つにまとめられる。

順に見ていこう。まず「不良債権処理」についてである。

#### ●「不良債権の処理」

なぜ「不良債権の処理」が「構造改革」なのか、金融機関が不良債権を処理せず、いつまでも抱えているから金融機能が十分に働かない、だから景気が十分には回復しない、と小泉内閣は考えた、ということのようである。だから、金融機関に不良債権を処理させる、そして、日本経済を不良債権の（少）ない構造に変えていく、というわけである。

小泉内閣が発足した年（01年）の年度末に全国の銀行が抱えていた不良債権の額は43兆円であった（「金融再生法」により開示が義務づけられている額。破産更生等債権その他、**図表1**）。この不良債権を金融機関に処理させる（すなわち、オフバランス化＝銀行の帳簿から消させる＝回収するか損失として処理させる）という政策を小泉内閣は取ったわけである。

**図表1: 金融機能再生法開示債権の定義**

①破産更生債権及びこれらに準ずる債券	破産、会社更生、更生手続きなどの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債券及びこれらに準ずる債券
②危険債券	債務者が経営破綻の状態に至ってはいないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債券の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債券
③要管理債権	・3か月以上の延滞債権 ・貸出条件緩和債権 ※いずれも①、②を除く（なお、要管理債権は貸出金単位で分類）
④正常債券	債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記以外に区分される債券

資料: 金融庁ホームページ

注目すべきは、01年度末の不良債権額43兆円のうち、破産するなどして「死に体」となっている企業に対する債権はおよそ7兆円に止まり（金融庁によるまとめ）、残り36兆円は、期日に返済できない、その他なにがしかの問題を抱えているが、未だ「生きて活動している企業」に対する債権である、ということである。小泉内閣の不良債権処理政策とは、こうした、「生きて活動している企業」を「殺せ」という政策だった、と言える。

その結果、どういうことが起こったか、02～06年度、小泉内閣下5年間の実績をまとめると、次の通りとなる（**図表2**参照）。

- ① 「殺す」対象とされた「不良債権の額（02年度末残高43兆円＋02～06年度の新規発生額28兆円）、71兆円。
- ② 02～06年度間にオフバランス化された額、43兆円（01年度末に「死に体」であったもの7兆円を除くと、36兆円＝5年間で殺された額）。
- ③ 正常債権に戻った額、10兆円。
- ④ 返済された債権の額、6兆円。
- ⑤ 06年度末の不良債権の額（①－②－③－④＝⑤）、12兆円。

**図表2:不良債権(金融機能再生法開示債権)残高の増減とその要因**

(全国銀行、兆円)

年度	年間増減額	増加			減少	オフパ ランス化	正常債権 化	返済
			新規発生	査定厳格 化等				
2002	△7.9	10.2	9.2	1.0	△18.1	△15.1	△2.9	△0.7
2003	△8.7	6.3	6.3	—	△15.0	△9.8	△3.5	△1.7
2004	△8.7	5.2	5.2	—	△13.9	△8.6	△1.9	△3.4
2005	△4.6	3.4	3.4	—	△8.0	△5.8	△1.5	△0.7
2006	△1.4	3.7	3.7	—	△5.1	△3.8	△1.1	△0.2
2002～ 06累計	△31.3	28.8	27.8	1.0	△60.1	△43.1	△10.3	△6.7

注:金融庁が銀行に対して行ったアンケート調査による。

資料:金融庁ホームページ

以上のことから、以下の点に改めて注意を喚起しておこう。

一つ、不良債権と見なされても、正常化した債権が結構あることである。10/71=14%。

二つ、また、返済された債権もある。6/71=8%。一と合わせて、「不良債権の20%以上」が生き返っているのである。逆に言うと、不良債権と見なされた債権のうち60%(43/71)が「殺され」た、正常化や返済の可能性が奪われた、その分、企業倒産が増え、失業者も増えたということである。

### ●「小さな政府」

次に「小さな政府」を目指す「改革」についてである。

「民でできることは民で」というかけ声とともに実施されたこの政策には二つの大きな狙いがあった。一つは、「民」にビジネスチャンスを与えることである。二つは、「官」の負担を軽くし、財政立て直しに役立てることである。郵政民営化は前者に、社会保障制度の「改革」や、公務員定数の削減は後者に重きを置くものであった。

しかし、「小さな政府」を目指す政策には、もともと、かなりの無理があった。そもそも、出発時(21世紀初め)において、日本政府は他の先進諸国に比べ「小さな政府」であった、ということである。財政支出の面でそうであったし(図表3)、公務員数においてもそうであった(図表4)。

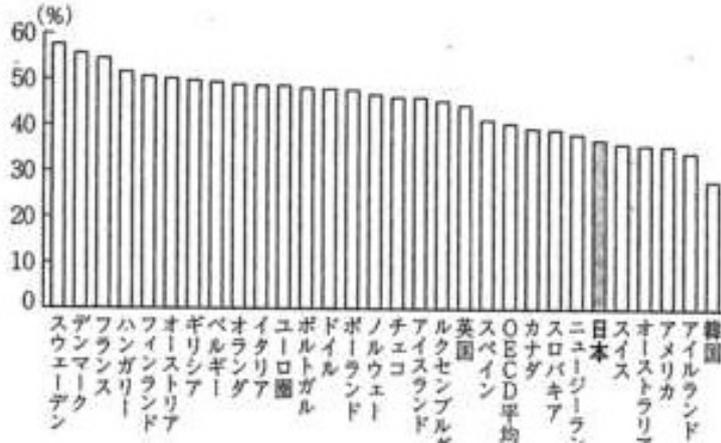
そうした状況の下で「小さな政府」を目指す政策をとったらどうなるか。起こったことは社会保障制度の貧弱化であり、福祉や教育等の分野における家計負担の増加であり、「官製ワーキングプア」と呼ばれる非正規公務員の増加であった。

### ●規制改革

小泉内閣になって「規制改革」と呼ぶようになった「規制緩和」は、60年代の池田勇人内閣に始まる長い歴史を持つ。それでも、小泉内閣が実施した「規制改革」は500項目以上あるという(小泉内閣のパンフレット)。

その大きなものは「保険診療と保険外診療の併用」であり、「幼児教育・保育の一体化」であり、「派遣労働の規制緩和」である。とくに、第三の規制緩和は、製造業への派遣を認めたものであり、また、それまで派遣期間を「1年」としていたものを「3年」へと延長したものであった。この「改革」を、小泉内閣は「派遣労働者が多様な働き方を選択できるようになった」「雇用機会が増大した」と自讃していたが、その影響はプラス面のみではなかった——そのことは後のリーマン・ショックの影響をうけての景気後退局面で表面化する。

図表3-1:OECD諸国の一般政府支出の規模(対名目GDP比、2004年)



出所：内閣府「経済財政白書（2005年版）」

図表3-2:主要国の政府支出の内訳(2002年)

(対名目GDP比、%)

	日本	英国	フランス	ドイツ	イタリア
一般サービス・治安	5.5	9.2	10.7	9.1	12.4
経済・公共	7.6	3.6	7.0	5.8	4.9
文化・教育	4.7	5.8	6.8	4.9	5.8
保健・社会保障	20.4	23.2	29.0	29.0	25.0
合計	38.1	41.8	53.4	48.7	48.0

注：分類は、SNA（国民経済計算）に基づき、以下のようにまとめた。

一般サービス・治安：一般公共サービス、防衛、公共の秩序・安全

経済・公共：経済業務、環境保護、住宅・地域アメニティ

文化・教育：娯楽・文化・宗教、教育

保健・社会保障：同左

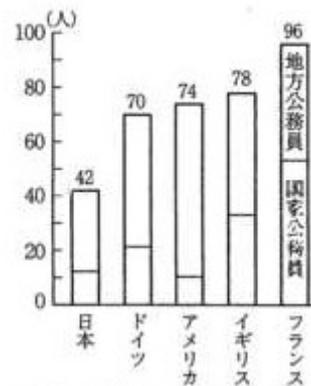
出所：内閣府「経済財政白書（2005年版）」

### 5. 07～12年、「構造改革」の中断期 ——レームダック化した小泉後継三内閣、 リーマン・ショック、そして政権交代

06年9月、自民党総裁2期6年の期限切れで小泉内閣は退陣する。後継は安倍晋三内閣（06年9月～07年9月）、福田康夫内閣（07年9月～08年9月）、麻生太郎内閣（08年9月～09年9月）と自民・公明連立による内閣が続くが、いずれも期間1年ほどと短命内閣であった。安倍内閣発足およそ1年後の07年7月の参院選において政府与党が大敗し、議席数が過半数を割ったことの影響が大きい。参院選敗北後の安倍内閣、その後を継いだ福田内閣、さらにその後の麻生内閣は、いわばレームダック内閣と化し、政策の決定権を失ったのである。

そこへ、リーマン・ショックである（08年9月）。小泉「改革」の下、国内需要が伸びず、すっかり輸出依存型になっていた日本経済は、リーマン・ショックによる米欧経済の落ち込みに大きな影響を受けた。08年、09年と2年続けて実質成長率はマイナスとなり、とくに

図表4:主要国の公務員数  
(人口1000人当たり)



注：イギリスについては、フルタイム換算。  
アメリカ、ドイツの国家公務員は連邦政府のみ。州政府職員は地方公務員に分類。

資料：野村総合研究所「公務員数の国際比較に関する調査」（2005年11月）

09年の成長率はマイナス5.4%と戦後最大の落ち込みを記録した。その大不況の下で、解雇された派遣労働者が行き場を失い、民間ボランティアらが急遽設置した「派遣村」で命をつなぐという悲惨な状況が国内主要都市に出現した（年越し派遣村、08年12月～09年1月）。そして、その痛手のなお残っている09年8月の総選挙で自民党は大敗、政権の座を民主、社民、国民新党三党連立政権に譲ることとなった。

07年7月の参院選に続いての09年8月総選挙での政権与党の敗北は、「国民の暮らしが第一」という政策を打ち出した民主党の呼びかけに選挙民の多くが魅かれたことがあるが、それ以上に、「構造改革政策」が人々の暮らしを不安定にし（非正規雇用の拡大その他）、かつ生活レベルを押し下げた（賃金の低下など）ことに対する批判が強くなっていったため、と思われる。

98年の橋本内閣の失敗に続く、「構造改革政策」二度目の失敗であった。

## 6. 13～20年、アベノミクスの登場、再び蘇る「構造改革政策」

09年9月に誕生した民主党中心の社民、国民新党との連立政権（後に2党とも連立から離脱）は、まず最初の鳩山由紀夫内閣が米軍沖縄基地の移転問題でつまづいて退陣し（10年6月）、後を引き継いだ菅直人内閣も、消費税増税を掲げて参院選で敗北したことをきっかけとして退陣（11年8月）、その後の野田佳彦内閣も、後の自・公連立政権の露払いのような役割を果たした（「消費税増税法案」と「社会保障制度改革法案」を自・公両党の協力を得て成立させた）後、総選挙で大敗して退陣（12年12月）と、短命内閣が続いた。「人の命を大切に、国民の生活を守る」と主張し、前自・公政権の「構造改革政策」を否定した民主党政権の志は良かったが、それを実行する力がなかった、と見るべきか。米国や財界、それに官僚など、それまでの「改革政策」を支えてきた勢力の抵抗に勝てなかったのである。最後は、それら勢力の主張（消費税増税や社会保障制度改革など）を受け入れることによって、選挙民から厳しい批判をうけることになり、自壊したのである。

代わって登場したのが第二次安倍晋三内閣（12年12月）である。

その後、今に至るまで続いている第二次以降の安倍内閣は、アベノミクスなる「三本の矢」政策を掲げて登場したが、その第三の矢「投資を喚起する成長戦略」が他ならぬ「構造改革政策」であった。その中心を成すのは、安倍首相が「岩盤規制」と呼んだ労働規制の緩和（「働き方改革」の実施など）であり、「国家戦略特区」の創設であり、法人税減税である。また、二度に及んだ（5%から10%へ）消費税増税であり、毎年のように実施し続けている社会保障制度の改革である。

「構造改革政策」は、途中実質6年間（07～12年）の実施中断期を経て、再びここに蘇ったと言える。

以来、すでに7年余が経過している。

## 7. 「構造改革政策」とは何であったか

橋本内閣から小泉内閣へ、そして実質6年間の中断を経て、第二次以降の安倍内閣へと、通算して15年以上実施され続けてきている「構造改革政策」とは何であるか。ここでまとめておこう。

「構造改革政策」はこれを四つの側面から捉えることができる。

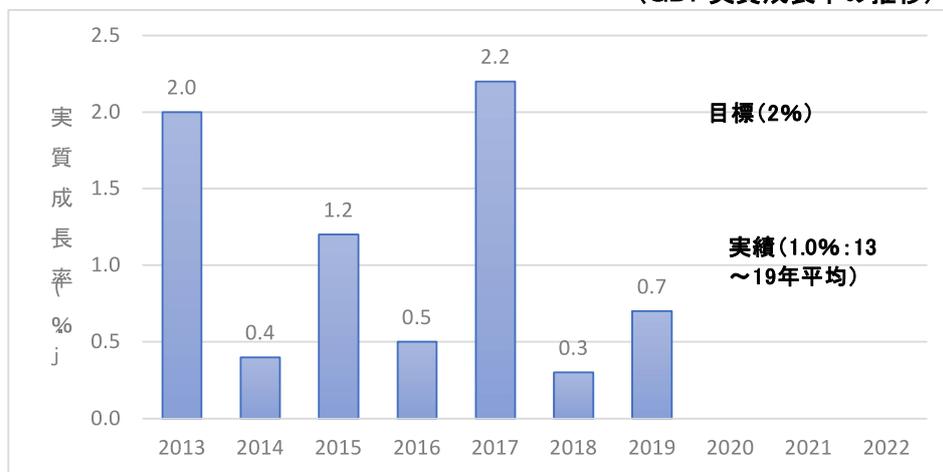
第一は、バブルが破裂した後の厳しい状況から日本経済を救い出すために、という名目でとられた政策である、という側面である。

バブル破裂後、日本経済が長期停滞に陥ったのは「構造が悪いためだ」、「構造を変える必要がある」と「構造改革」論は主張し、「改革政策」を実施してきた（ただし、「改革政策」を実施してもその成果は現れなかった、それどころか惨憺たる失敗に終わってしまった——これまで見てきた通りである）。

今の安倍内閣もまた、「構造改革」（第三の矢）を含むアベノミクスによって日本経済を再生させる、と主張し続けてきた。その目安は、第二次安倍内閣発足後10年間（13～22年）における年平均実質成長率2%の実現であるが（「骨太の方針、13年版」）、現在までの実績は図表5に見る通りであり、すでに、この目標はどうあがいても実現不可能な状況となっている。第一の側面

の目標は「空念仏」だったという他ない。

**図表 5: 自ら掲げた実質成長率目標(2%)を達成できそうにないアベノミクス  
(GDP実質成長率の推移)**



注:安倍内閣が掲げた目標は2013~22年平均で2%。(「骨太の方針」2013年)

資料:内閣府「国民経済計算」

第二は、米国のレーガン大統領や、イギリスのサッチャー首相にならった、新自由主義経済政策である、という側面である。レーガン後の米国社会が、そしてサッチャー後のイギリス社会がどうなっているかについては、それぞれ「ニッケル・アンド・ダイムド」(米国、バーバラ・エーレンライク著、翻訳本出版は06年、曾田和子訳、東洋経済新報社)、「ハードワーク」(イギリス、ポーリー・トインビー、翻訳本は05年、椋田直子訳、東洋経済新報社)といった優れたレポートがあるが、そこに描かれている下層社会の人々の暮らしの状況を含めて、日本はそっくり後追いしている、と分かる。この第二の側面がもたらしたものは、「戦略会議」の人たちが見なかった側面である。

第三は、財界(経済界)の要請に応える政策である、という側面である。このことは、とくに小泉内閣以降の自・公内閣が、財界人二人を「有識者委員」として迎え入れた「経済財政諮問会議」において、重要な経済政策の決定を行っているのを見ても、明らかであろう。

第四は、米国の要請に応える政策である、という側面である。日米間では、94年から08年まで、毎年「日米包括経済協議」が行われ、そこに米国から「年次改革要望書」が毎年提出されてきたが、その間に実施された日本の「構造改革」のほとんどが、米国の要望を受けてのものであった。郵政民営化しかり、各種の規制緩和しかり、である。

## 8. 「構造改革政策」は日本経済に何をもたらしたか

さて、こうした「構造改革政策」が日本経済に何をもたらしたか、ということである。

### ●上がらなくなった賃金

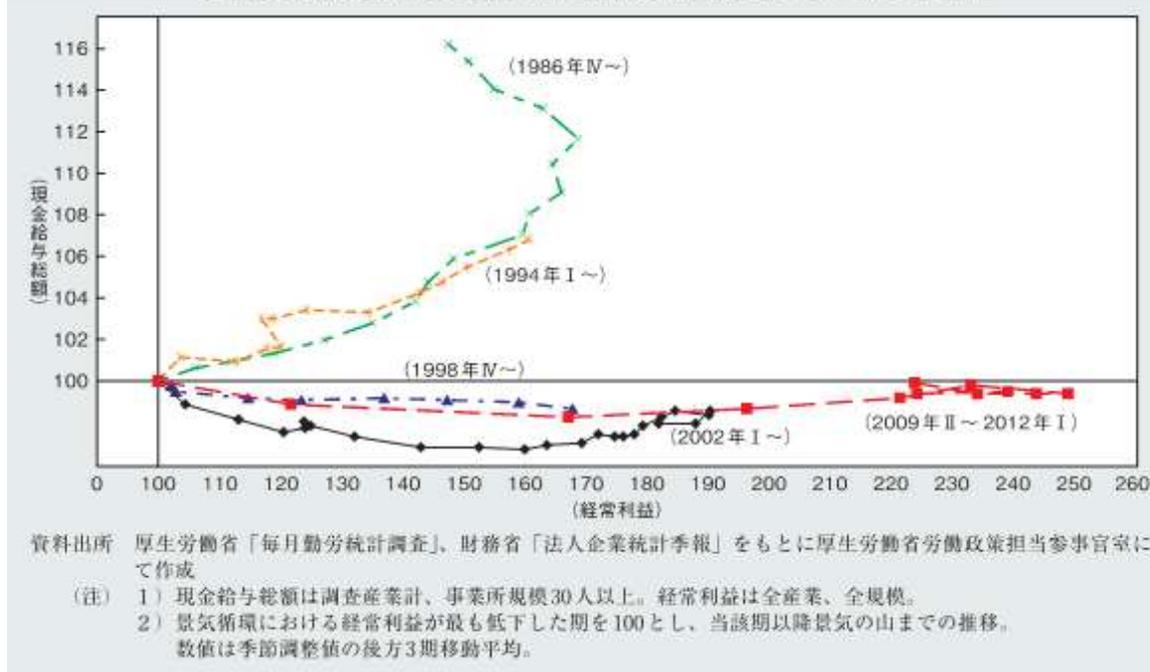
「構造改革政策」が実施され始めた97年から2020年まで、社会の各方面から各業界まで、さまざまな変化があったが、一番大きな変化は、「景気が良くなっても賃金が上がらない構造」へと日本経済が変化したことであろう。その変化については厚生労働省の「労働経済白書(12年版)」が分かりやすい形で図示してくれているので引いておこう(図表6)。

図表6は、景気回復直前時期(四半期)の企業の経常利益の従業員1人あたりの額と従業員1人平均の賃金をそれぞれ100とし、それらが景気の回復とともにどう変化してきたかを、横軸に利益、縦軸に賃金をとって図示したものである。1986年から2009年までの5回の景気回復期の姿が5本の線で示されている。

見られるように、5本の線は、はっきりと2つのグループに分かれている。一つは、線が右斜め上にのびているグループで、利益は膨らみ賃金は上がるという姿を示している。もう一つは、

線が右横（ないしはやや右下）に流れているグループで、景気回復とともに利益は増加したが賃金は上がらないという動きをしている。前者に入っているのは、1986年から、94年からの景気回復期、後者に入っているのは98年から、02年から、09年からの回復期である。つまり、97～98年の「構造改革」による不況到来を境に、日本経済は「景気が良くなっても（企業収益が増えるようになって）賃金が上がらない」という構造になったことを示しているのである。

**図表 6: 近年の景気回復局面においては、経常利益が賃金に結び付きにくくなっている。  
（景気回復局面の賃金における経常利益と賃金の推移）**



出所：厚生労働省「労働経済白書」（2012年版）

ちなみに、民間勤労者の給与の動きを国税庁の統計で見ると（図表7）、90年のバブル破裂後も97年までは上昇傾向にあったが、98年以降、低下傾向に転じていることが見受けられる（97年の年467万円から、リーマン・ショック時、09年の406万円まで13%の低下）。現在は、リーマン・ショックによる大きな落ち込みからの回復期にあると見られるが、それでも18年は441万円（97年比6%の低下）という水準にある。

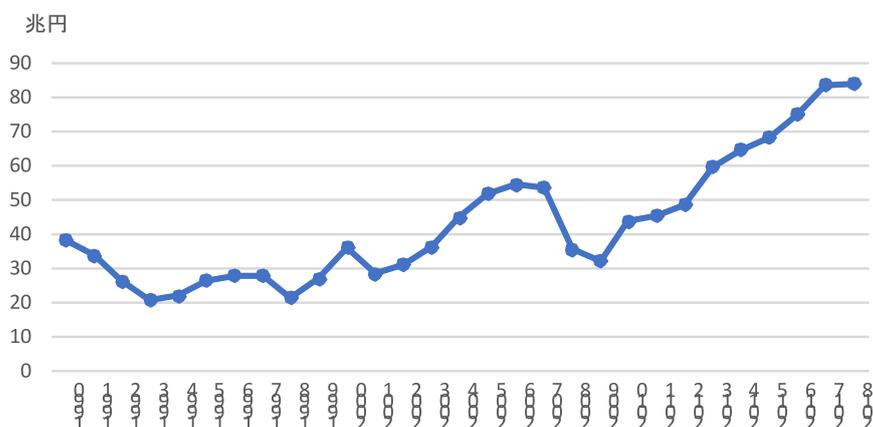
**図表 7: 1人当たり年間平均給与の推移（1年間働いた人の1人平均年間給与）**



資料：国税庁「民間給与実態統計調査」

一方、この間の企業の年間経常利益について見ると（図表 8）、97 年度の 28 兆円を基準にとると、リーマン・ショック前の 07 年度（54 兆円、97 年度比 42%増）まで上昇傾向にあり、リーマン・ショックで 09 年度は 32 兆円に落ち込んだものの、18 年度は 60 兆円（97 年度比 58%増）と大幅に増加しているのである。

図表 8: 企業の経常利益の推移



注: 金融・保険を除く全産業  
資料: 財務省「法人企業統計年報」

### ●企業が儲かっても賃金が上がらない、なぜか？

97、98 年頃を境に、なぜ日本の賃金は上がらなくなったのか。「構造改革政策」が、企業経営と労働の各々の面に与えた影響、また、社会（の人々）の意識に与えた影響がきわめて大きいと思われる。

#### （企業経営の面）

- ① 「構造改革政策」の一つの大きな柱にある規制緩和により、企業間の競争が一段と激しくなった → 勝ち残るためにはできるだけ多くの収益を上げる必要がある → そのために最大の経費である人件費を圧縮する、という動きが強まった。
- ② 勝ち残るための企業間合併も盛んになった → 他企業を乗っ取るための資金がいる（多ければ多いほど良い） → 内部留保を増やす必要性大 → 利益を最大化する = 人件費を圧縮するようになった。
- ③ 他企業に乗っ取られないため、また経営者がクビにされないために、とことん経営の効率化を進める必要性が高まった = 効率化の余地が残っていると乗っ取りの対象となりやすい = 乗っ取って効率化すると買取価格よりも高く売れる、ということがあった。等々。

#### （労働の面）

- ① 派遣労働の規制緩和により、便利で（容易に首が切れる）安価な労働力が大量に誕生した = 平均賃金の低下をもたらした。
- ② 「企業経営が厳しい」と経営者から泣きつかれると賃上げ圧力を弱めてしまうという「日本型労働組合（企業別組合）の弱みが、企業経営が厳しくなった環境の下でモロに出てきた。

#### （社会 = 人々の意識 = の変化の面）

企業は株主のもの、という「構造改革」のイデオロギーが広く浸透してきた = 不採算部門の切り捨て、労働者の解雇、賃下げ等がしやすくなった、等々

## 9. これからどうすべきか——日本経済を長期停滞の状況から、いかにして脱出させていくか

日本経済がほぼ 30 年間、なぜ長期停滞の状況に陥っているのか、その原因はもはや明らかであろう。働く人の賃金が上がらないこと、がそれである。賃金が上がらないから消費が増えない、最大の需要項目である消費が増えないから日本経済は成長しない、ということである。

97年以降、近年までの日本の賃金の推移は主要先進国との比較で見ると異様に低い(図表9)。米欧諸国の賃金が、この間、60~90% (年平均にして2~3%) 上昇しているのに対し、日本は8%の下落となっているのである。

ということは、長期低迷からの脱出策もはっきりしている。働く人の賃金を上げること——それも毎年2~3%程度上げること、である。そうすれば日本経済は再び成長し始めることになる。ところが、歴代の政府はそれをしなかった——どころか、賃金の上昇を抑える「構造改革政策」を実施し続けた、だから日本経済は、小泉内閣の下でも長期停滞から脱出することができなかつたし、安倍内閣の下でも脱出できないでいる、ということである。

では、どうして賃金を上げるか？

現状の労使関係の下では、その交渉の下で賃金が上がることは残念ながら期待できない。ここは政策の力に頼るほかない。有効な政策は、ある。一つは最低賃金を大幅に引き上げることである。現状、全国平均で時間当たり900円そこそこである最低賃金を、ヨーロッパ諸国並みに、また近年多くの労働組合が要求するように1500円へと引き上げることである。二つは、派遣労働等非正規雇用に対する規制の強化である。年間を通じてある仕事については、短期雇用者で繰り返しはならないというルールのもと、労働の正規雇用化を図ることである。

こうした賃金引き上げ政策を実施するについては、短期的に見れば、さまざまな問題が出てくるであろう。中小企業の経営が成り立たなくなるという懸念がその最大のものであろうが、ただし、中長期的に見れば、その懸念は解消されるはずである。上昇した賃金水準に応じて価格体系が変わり、上昇した賃金コストでも経営が成り立つように諸価格が調整されるであろうからである。1企業のみならず、すべての企業の賃金コストが同様に上がるのだから、そこは市場の自動調整機能に期待してもいいはずである。

あと一つ。日本企業の国際競争力が弱まる、という懸念もある。ただし、そこには、為替レートの働きがある。賃金コストが上がった分だけ円が円安に動けば、日本企業の国際競争力は変わらないはずである。それに輸出大企業には、蓄積した巨額の内部留保がある(全法人企業についてだが、内部留保の額は18年度末で460兆円ばかりあり、過去5年平均で年当たり30兆円ほどずつ増えている)。多くの企業はその取り崩しで一取り崩さないままで、年間繰入額を減らすだけで、賃上げに対応できるはずである。

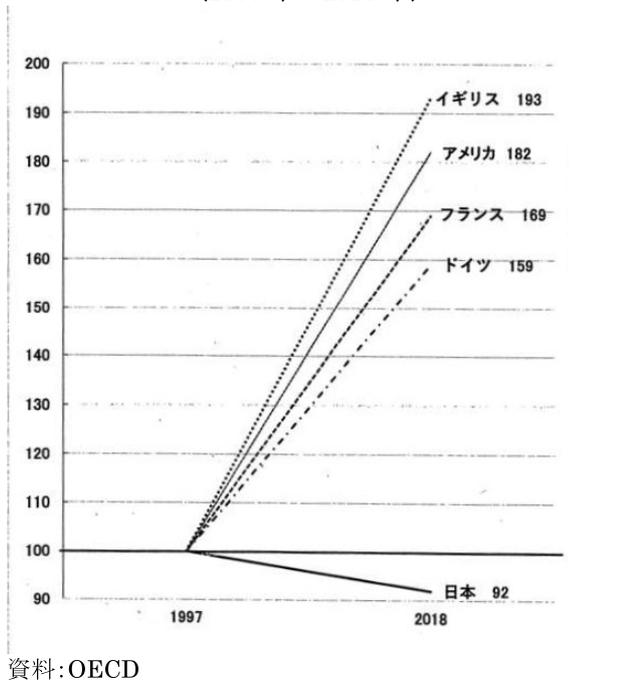
円安はさして進まず、国際競争力の低下もさして懸念しなくていいのではないかと。

◇ ◇ ◇ ◇ ◇

問題は別のところにある。日本経済を長期停滞から脱出させる(あわせて人々の暮らしをよくする)方法はある、そのための政策はあるのだが、問題は、その政策を実施する政府がない、ということである。「日本を、世界でもっとも企業が活動しやすい国にしたい」と広言している安倍内閣には、もとより期待すべくもない。

——だとしたら、ここは政府を取り替えるしかない、ということである。財界や米国(こちらも米国一般ではなく、米国大企業である)の要求に沿った、その結果として人々の暮らしを厳しくし、日本経済の力を弱める「構造改革政策」ではなく、普通の人々の暮らしを大切に考える人々のための政策を実施する政府、しかも、理念だけではなく、その政策の実行力を持った政府、そ

図表9: 日本経済、長期停滞の真因は賃金が上がらないことにある  
~主要先進国の賃金の変化~  
(1997年→2018年)



ういう政府に変えることが、日本経済を再生させるために必要だ、ということになる。  
実現の難しい課題、といことであろうか。そうは思えないのだが……。

<プロフィール>

**山家 悠紀夫 (やんべゆきお)**

1940年6月 愛媛県宇和島市に生まれる／1964年3月 神戸大学経済学部卒業

1964年4月 (株)第一銀行 (のち第一勧業銀行) 入行

1991年6月～1994年6月 (株)第一勧業銀行調査部長

1994年6月～2001年3月 (株)第一勧銀総合研究所専務理事

2001年4月～2004年3月 神戸大学大学院経済学研究科教授

2004年4月～ 暮らしと経済研究室主宰

**【主な著書】**

「偽りの危機 本物の危機」(東洋経済新報社 1997年)／「日本経済 気掛かりな未来」(東洋経済新報社 1999年)／「『構造改革』という幻想」(岩波書店 2001年)／「景気とは何だろうか」(岩波新書 2005年)

「『痛み』はもうたくさんだ! 脱構造改革宣言」(かもがわ出版 2007年)／「日本経済 見捨てられる私たち」(青灯社 2008年)／「暮らしに思いを馳せる経済学」(新日本出版社 2008年)／「暮らし視点の経済学」(新日本出版社 2011年)／「アベノミクスと暮らしのゆくえ」(岩波ブックレット 2014年)

「日本経済 30年史～バブルからアベノミクスまで～」(岩波新書 2019) 等々

◆実践・事例報告◆

地域での協同（協働・共同）事業・活動の実践（1）信用金庫

## SDGs を通じた中小企業の価値向上の取組

東京東信用金庫 ひがしんハロープラザ両国 所宰 成嶋 和彦

---

<プロフィール>

成嶋 和彦(なるしま かずひこ)

東京東信用金庫 ハロープラザ両国 所長

1973 年生、千葉県出身。1996 年高崎経済大学経済学部卒、  
東武信用金庫（現東京東信用金庫）入庫、吾嬬支店、葛飾東  
支店、葛飾支店、人事部人事担当などを経て  
2019 年より現職。



ひがしんマスコット  
ひがぴよん

## SDGsを通じた中小企業の価値向上の取組 ～ 48時間デザインマラソン製品化プロジェクト～

東京東信用金庫  
ハロープラザ両国 所長  
成嶋 和彦

---

### 東京東信用金庫の概要



平成31年3月末現在

- **預金量**                    **1兆8,300億円**
- **融資量**                    **1兆36億円**
- **職員数**                    **1,373人**
- **店舗数**                    **75拠点 (68店舗、有人7出張所)**

都内の東地域を中心とした75のネットワーク



2

ハロープラザについて

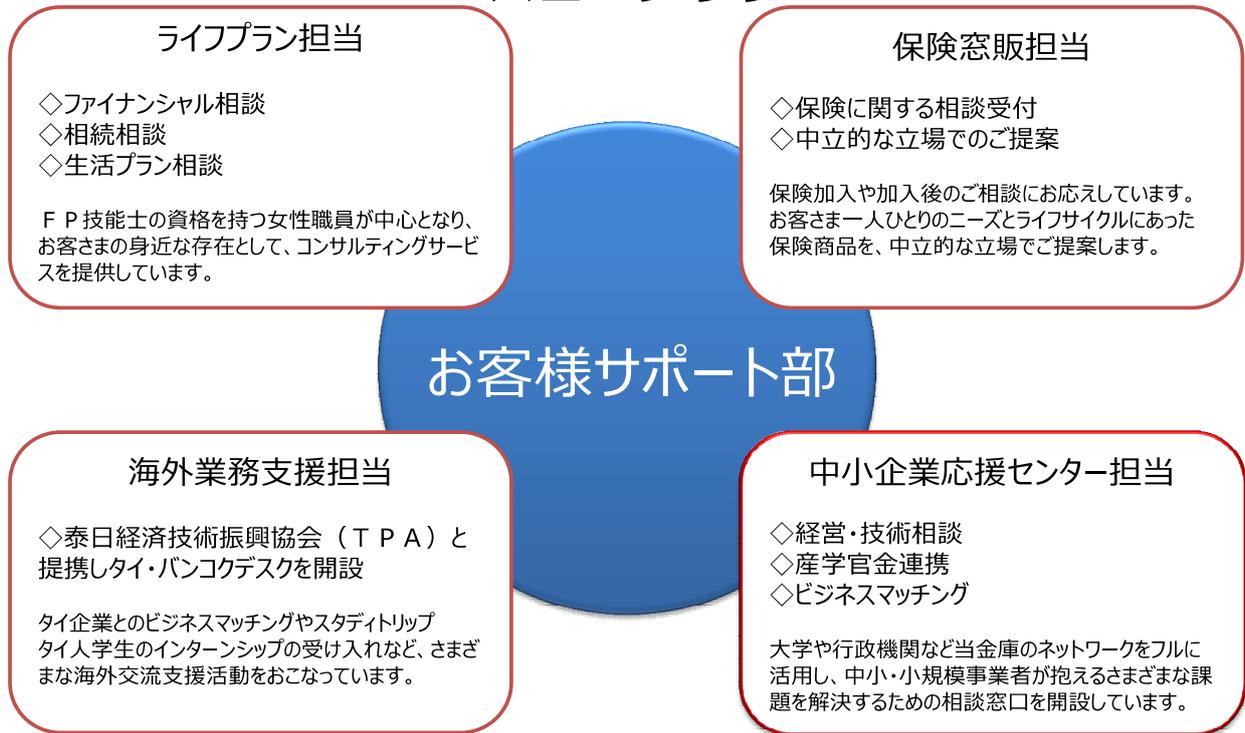


ひがしんハロープラザ両国  
(墨田区両国)

ひがしんハロープラザ西葛西  
(江戸川区西葛西)

3

## ハロープラザ



※令和元年11月7日に地域企業の生産性向上や地域経済の発展のために、「ひがしんグループSDGs宣言」を公表いたしました！

## 『 ひがしんグループSDGs宣言』

ひがしんグループは、東京東信用金庫を核として、SDGs(持続可能な開発目標)を踏まえ、グループ7社とともに協同組織の理念に則り、持続可能な社会の実現に向けた活動に取り組むことを宣言します。



SDGs(エス・ディー・ジーズ)とは『Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標』の略称です。2015年9月の国連サミットにおいて採択されたもので、「誰ひとり取り残さない」という理念のもと、持続可能な世界を実現するための17のゴール(目標)と169のターゲット(取組)からなる、2030年までに達成を目指す世界共通の開発目標です。

# 48時間デザインマラソンとは

(一財)国際ユニヴァーサルデザイン協議会が主催する  
ユーザーとの対話や共通行動を通じ  
一人ひとりの人間性を尊重し、使い手中心の  
考え方を重視したデザインワークショップ



6

## 48時間デザインマラソン製品化プロジェクト 東京東信用金庫

48時間デザインマラソンは  
大手企業の若手デザイナーの研修の場



ユニヴァーサルデザインのアイデアが提案・プレゼンのみで  
終了し、毎年埋没されてしまっていた

48時間デザインマラソンの運営に協力していた当金庫が  
主導して墨田地域を中心とした町工場と連携し  
埋没されたアイデアを製品化するプロジェクトを立ち上げた

7

## 製品化プロジェクトの狙い

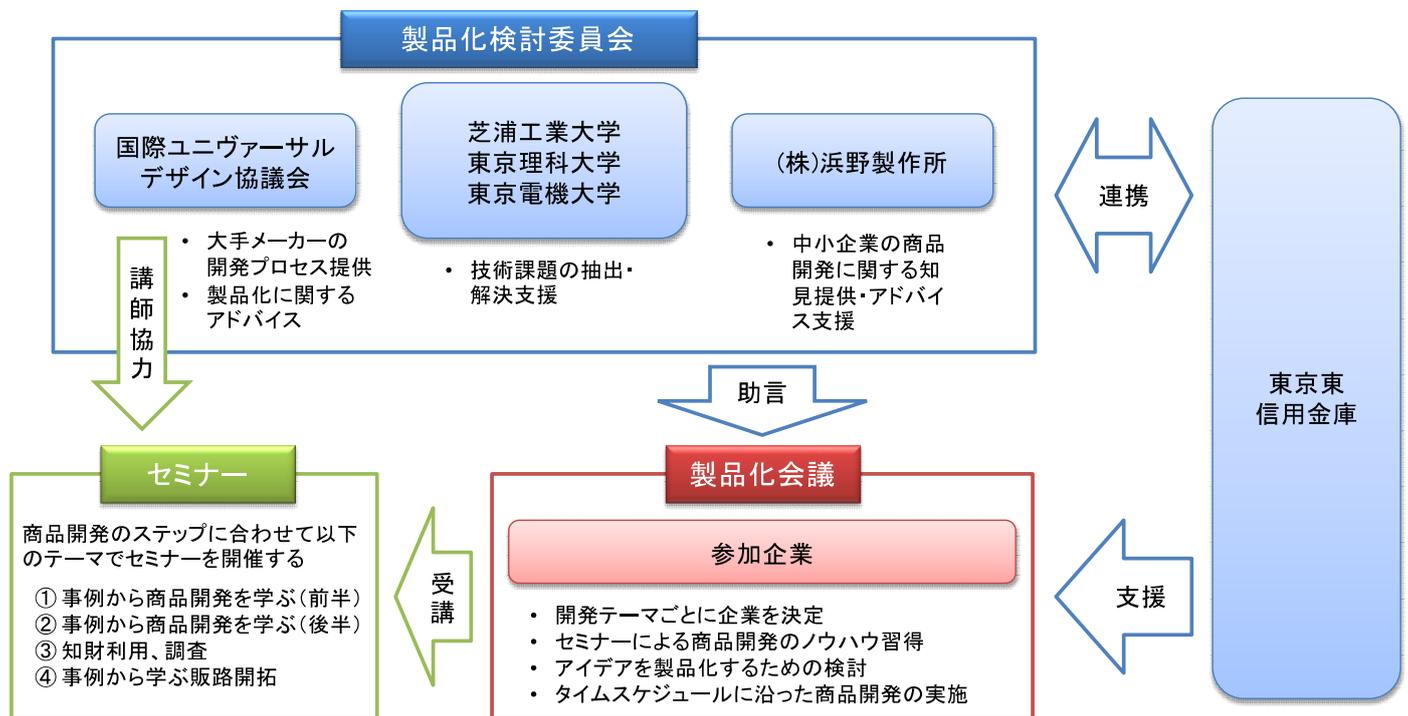
- ✓ ユニヴァーサルデザインのアイデアから商品開発を行うことで、商品開発のプロセスを学ぶ
- ✓ ユニヴァーサルデザインという新たな市場に挑戦するため、マーケティングなどの手法を学ぶ
- ✓ 商品開発を通じて、自社のビジネスの競争力の強化を図る(提案力の強化など)

8

- ✓ 月1回の製品化会議を開催し、製品化の進捗を確認・報告を行う
- ✓ 製品開発を行う事業者に対して、IAUD、大学、浜野製作所からなる製品化検討委員会を構成し、製品化会議の際に開発にあたっての助言を行う。
- ✓ 毎回、次回の会議までの課題を出し、その課題に応じて製品化を実施する。
- ✓ 製品化会議に併せて商品開発ステップアップセミナーを開催することで、商品開発、販路開拓について学ぶ

9

# プロジェクト体制図



10

# プロジェクトの流れ



1

- ✓ 本プロジェクトを開始する際にユニバーサルデザインの商品がSDGsの10番「人や国の不平等をなくそう」に該当することを知った
- ✓ 関東経済産業局の金融連携の関係でSDGsの相談した結果、本プロジェクトにオブザーバーとして参加してもらって、参加事業者に対して、SDGsについての説明を行ってもらった
- ✓ その結果、ユニバーサルデザインの観点だけではなく、SDGsの取組として、色々なアイデアが出てきた

12

## SDGsをテーマに掲げたねらいと効果

本プロジェクトの開始前は参加事業者及び当金庫内のSDGsの認知度は低かった



- ✓ 関東経済産業局の推進している「SDGs達成を通じた企業価値向上・競争力強化」を参考にユニバーサルデザインに留まらずSDGsとして打ち出すことで、本プロジェクトを通じて、市場PRや企業ブランディングに繋げていく。
- ✓ 今後のグローバルスタンダードになるSDGsを先行的に取り組むことで、当金庫内や参加事業者だけでなく、地域の中小企業にSDGsに普及することで、新たな稼ぐ力を付けていただく。

13

## 本プロジェクトを進めるにあたって ユニヴァーサルデザインだけでなくSDGsの観点も盛り込む



- ✓ 障がい者としての観点だけでなく、プラスチック代替品としての紙製品や外国人対応の観点など、幅広いアイデアでディスプレイカッションが出来た
- ✓ 開発した商品の販路開拓の際に、ラグジュアリーホテルなど感度の高い先からはSDGsの観点の反応が良く販売に繋がったケースがあった
- ✓ 当金庫も既存の取組を再考し、SDGsの観点を取り入れた結果、本プロジェクトの注目度が上がり、参加企業及び当金庫のPRに繋がった

14

## 本プロジェクトで開発した商品①



ワン ハンド ボード

### One Hand Board



#### <アイデアポイント>

- 片手のみで完結し、テーブル等のスペースも省力化

#### <開発のポイント>

- 首とお腹を起点にする事によってどなたでも板が安定し、板から手を放して両手を使う事が出来る
- 木工で製作する事によって、体に合った一つ一つの細かいカスタムオーダーが出来る

15



テイスティング インフォ ケース



## tasting Info case



### <アイデアポイント>

- 試食品のアレルギーなどの情報をQRに入れて提供
- 日本語の通じない海外の方の対応も可能

### <開発のポイント>

- パッケージ自身がQRコードを活用した多言語対応かつアレルギー表示、商品説明といったインフォメーションツールとしての役割を担う

16



## ブッカチーフ BOOKERCHIEF



### <アイデアポイント>

- 使用面を織り込むことで常にきれいな面を利用可能

### <開発のポイント>

- 各ハンカチの素材を変え、ハンカチをレイヤードさせて使いやすくする
- ポケットに収める事によりハンカチがバラつかないようにする

17

## 金融機関も中小企業者も既存の取組を見直して SDGsに関する取組がないか点検を行うことが重要



- ✓ 本プロジェクトについても内容は見直しをしているが、取組自体は過去に実施した事業である。しかし、取組の点検を行い、SDGsを打ち出すことで価値向上に繋げることができた。
- ✓ こうした取組を行うことで金融機関だけではなく、地域中小企業にも裨益し、地域活性化に寄与することができた。
- ✓ 中小企業にとっても受動的ではなく、能動的にSDGsを関与させたため、自社の事業にSDGsの観点を入れる企業も現れた。
- ✓ 当金庫の取組だけを参考にするのではなく、各金融機関、支援機関の既存の取組を点検し、SDGsに寄与する取組を広げていくことで、地域の課題解決型ビジネスの普及、企業及び支援機関の価値向上に繋がると思う。

◆実践・事例報告◆

地域での協同（協働・共同）事業・活動の実践（2）信用組合

# 「ソーシャルキャピタル経営」の確立 を目指す実践について

いわき信用組合 常勤理事 本多 洋八

---

<プロフィール>

本多 洋八(ほんだ ようはち)

。 1961年（昭和36年）山形県出身。3歳から高校卒業まで過ごしたいわき市に1991年（平成3年）にUターンし、協同組織金融機関・いわき信用組合に入組。

営業店勤務の後2001年（平成13年）から本部審査部に所属。外部の保証機関を利用しない「独自の審査」による無担保消費者ローンの商品を開発し、2013年（平成25年）まで担当する。

2014年（平成26年）から地方創生、地域振興にかかる内部業務の整備と外部機関との連携等に取り組む。創業・起業支援を目的とした投資ファンドの設立、地域密着型クラウドファンディングの運営などを開始。

新たな価値基準「ソーシャルキャピタル」をベースに  
『地域とそこで暮らす人たち全てを丸ごと支える  
金融機関』を目指す

—— 『ソーシャルキャピタル経営』の確立を目指す実践について ——

2020年3月7日

いわき信用組合 常勤理事 本多 洋八

1

## 新たな価値基準 「ソーシャルキャピタル(社会関係資本)」

当組合が捉える「ソーシャルキャピタル(社会関係資本)」とは...

### ●「人と人との結びつき」

- ▶ 家族、親族、友人、知人に加えて職場や取引先、業界、  
更には行政区、隣近所といったコミュニティの中での信頼関係や  
人間関係から生まれる互惠的關係と規範(「互酬性の規範」)

2

## 平成25年(2013年)12月に開始した実践方針

当組合の営業地域に生活するひとたち全てに  
暮らしに必要な金融サービスを提供するための営業方針

地域に暮らす人々の様々な事情(課題)を抱えて  
それぞれに「豊かに暮らし」の実現を目指して  
生活している。

住宅、車、教育、医療、介護、そして生活  
といった暮らしに係る実需に対して  
「金融サービス」というアプローチから  
可能な限り解決できるような提案をおこなっていく。

### ●「Category・Value・Sales＝C V S」

「カテゴリー・バリュー・セールス」と呼び意思統一

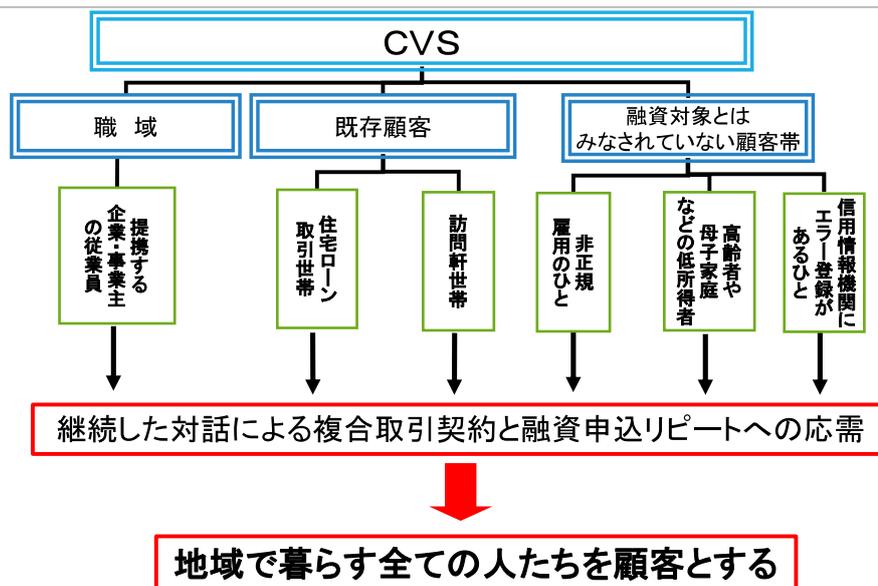
<定義>

「顧客が望む価値の提供を目的に顧客帯ごとに

おこなう、一律ではない課題解決型の提案営業」

3

## 「CVS」を活用した個人ローン提供の概念図

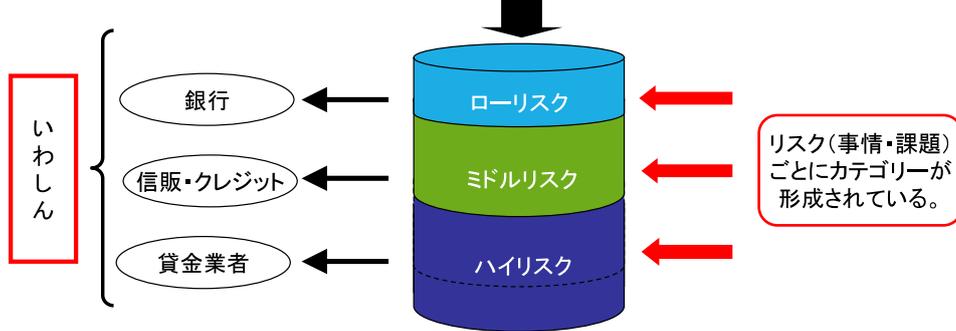


4

## 「CVS」を具体化して融資を提供する考え方

地域に暮らす人たちがそれぞれ抱える「事情(課題)」を「リスク」と考えたとき  
ひとつの集団(カテゴリー)の中に存在する全てのリスクカテゴリーに必要な融資を提供する。

\* 縦軸＝「同一企業の従業員」、「高齢者」といったカテゴリー



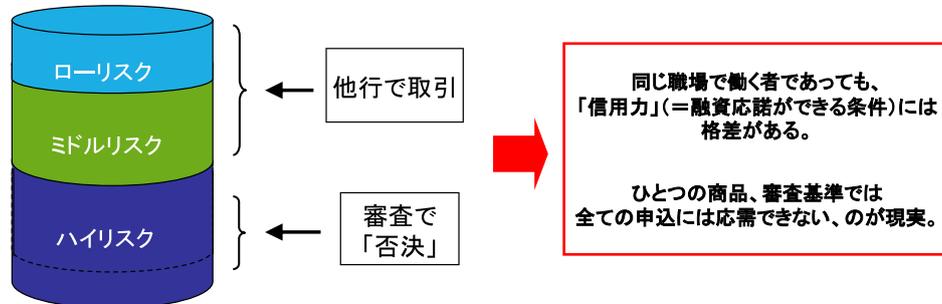
単一の融資商品や画一的なリスク管理手法で(「審査」の名のもとに)顧客を選別しない。

5

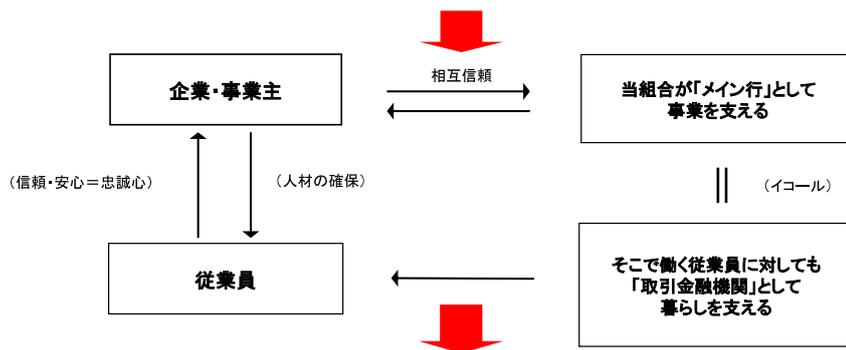
## 縦軸で捉えた集団のリスクカテゴリーへの金融仲介(例1)

職 域＝当組合取引先の小規模事業者の従業員

- 2013年時点の現状認識



6



一定の要件を満たした取引先企業・事業主と提携を結び、その従業員からの融資申し込みの場合各商品群の最低金利商品で応諾となる申込人には、職域限定の金利引き下げをおこない、市中金融機関の競合商品の中で最低金利を実現する。  
一方で、他の金融機関での書面審査では「否決」となる事情をもった申込人も原則「否決」とはしない。  
※いづれも代表者の「推せん」を得た場合に限り対象とする。

※「ソーシャルキャピタルの活用」

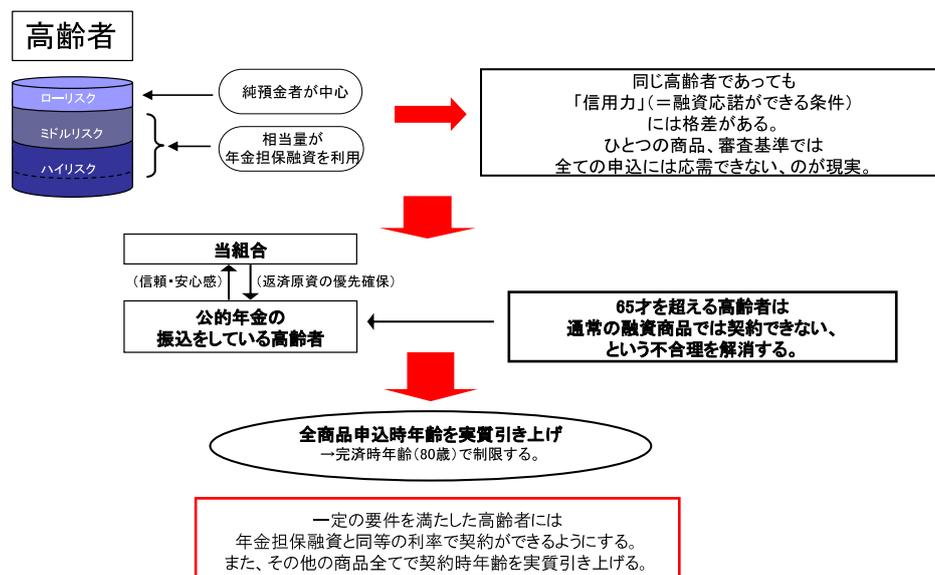
**\* 他金融機関でも借入れができる申込人**

→ 職域限定の金利引き下げ(最大で0.3%)をおこなう

**\* 他金融機関では借入れができないと思われる事情を持った申込人**

→ 「独自の審査」(プロパー)で原則応諾とする

## 縦軸で捉えた集団のリスクカテゴリーへの金融仲介(例2)



# 独自に金融仲介を深化

融資+投資ファンド&クラウドファンディング

**創業支援セミナー** いわき市特定創業支援事業  
**「磐城国地域振興・創業塾」**  
 小さなビジネスを創るために  
 10月19日(日) 10月26日(日)  
 11月2日(日) 11月9日(日)  
 11月16日(日) 12月6日(日)  
 会場: カルテドエドマン・フリアン  
 〒920-0848 いわき市本町1-1-1  
 TEL: 0246-68-4122



**創業・新事業のご相談は<いわしん>へ**  
 創業・新事業のご相談は、創業支援センター、FAAVO、MOTTAINAI、いわしんにご相談ください。  
 創業支援センター: 0246-68-4122  
 FAAVO: 0246-68-4122  
 MOTTAINAI: 0246-68-4122  
 いわしん: 0246-92-4166

**重症障害児に送迎車を**  
 いわきのクラウドファンディングで資金調達  
 日本政策金融公庫福島支店  
 県内福祉サービス推進の支援

## <いわしん>が目指すもの

- 「信用組合」としての個性を発揮すること＝『誰も置き去りにしない金融』の実践  
 「個性」とは「存在価値」のこと → 「地域のプラットフォーム」へ

2018年(平成30年)1月28日(日曜日)  
 福島民報  
**サステナブルファイナンス・地域金融賞**  
**いわき信組**  
**復興事業賞 今後も応援**  
 復興支援事業に貢献する「いわき信組」が、サステナブルファイナンス・地域金融賞を受賞した。賞状を手にする江尻理事長。

2018年(平成30年)5月22日(木曜日)  
 福島民報  
**いわき信組の創業支援 財務省優良事例に選出**  
 いわき信組の創業支援事業が、財務省の優良事例に選出された。江尻理事長らによる表彰式が行われた。

2019年(平成31年)4月18日(木曜日)  
 いわき・相双 HOMETOWN  
**いわき信組 喜び報告**  
 復興事業賞を受賞した。江尻理事長らによる表彰式が行われた。



◆実践・事例報告◆

地域での協同（協働・共同）事業・活動の実践（3）労働金庫

## 新大人社会へのパスポート ～高校生の消費者教育の必要性～

中央労働金庫 総合企画部 CSR担当部長 有竹 丈司

---

<プロフィール>

有竹 丈司(ありたけ じょうじ)

昭和 41 年 神奈川県生まれ。地方銀行勤務後、東京労働金庫入庫。都内数店舗で勤務後、平成 19 年から 5 年間、中央労働金庫、営業統括部で多重債務関連業務に従事。宅地建物取引士（試験合格）、クレジット債権管理士、住宅ローンアドバイザー、消費生活コンサルタント、貸金業取扱主任者（試験合格）。

2020年3月7日

協同金融研究会 第17回シンポジウム

# 新大人社会へのパスポート

2022年民法改正 18歳までに知っておこう！ 契約と消費者トラブル  
～高校生の消費者教育の必要性～

挨拶

中央労金と東京経済大学(村ゼミ)との合同プロジェクト

なぜ今、成年年齢の引き下げか

未成年者保護制度の概要

未成年者取消権が無くなるということの意味

2020年以降、高校3年生に成年、未成年が混在する

最近の若者被害の特徴

スマホが全ての出発点

クレジットカードが親の承諾が無くても作れるということは

ゲーム依存症の恐怖

依存症(買い物、ギャンブル、ゲーム、アルコール、薬物)はなかなか治らない

個人情報情報機関について

スマホの分割払いが発火点

自分の信用(ブラックリスト)が棄損する事の意味

社会に出る前にもう、お金が借入できないという恐怖

188の活用

質疑 応答

終了

関係者各位

## 若年者向け金融教育DVDのご案内

ろうきん金融教育サポートプログラム

# 「新・大人社会へのパスポート」

～2022年民法改正～

18歳までに知っておこう！〈契約〉と〈消費者トラブル〉

中央労働金庫（東京都千代田区・理事長 松迫卓男）は、東京経済大学 現代法学部 村千鶴子ゼミとの合同プロジェクトにより、2022年の民法改正を踏まえた若年者向け金融教育DVDを制作いたしましたので、お知らせいたします。

### 〈制作の主旨〉

このDVDは若年層のクレジット・ローン契約支払い遅延やマルチ商法による被害の事例を紹介し、18歳で成年となること責任について正しく理解していただくことを目的に制作しました。高等学校や大学の授業、新入社員研修などにご活用ください。

中央労働金庫は、これまで会員・企業・教育現場における年代別のライフプランセミナー・マネートラブル防止セミナーの開催や、弁護士・司法書士ネットワークを有効活用した多重債務問題の解決に向けた相談活動の充実など、金融教育の取組みの強化を図ってまいりました。

2022年の民法改正では、成年年齢を現行の20歳から18歳に引き下げることにより、18歳・19歳でも親の同意なく自分名義でローン契約を結べるほか、クレジットカードを作ることも可能となります。一方、消費者契約の知識に乏しい18歳・19歳が悪質業者に狙われる恐れもあります。若者が成人としての責任を自覚し、自立した人間として社会参加できるよう環境整備が急がれています。

このDVDは、そうした成年年齢を目前に控えた高校生や、成年年齢を迎えたばかりの大学生・新社会人など10代の若者を対象に制作し、現代の若者の日常生活のなかで起こりうる身近なマネートラブルについて解説しました。

成年年齢を迎えた若者が自立した大人として必要な知識や意思決定力を身に付けていくために、またマネートラブルに巻き込まれないために、このDVDをご活用いただければ幸いです。

（映像時間：約15分）





ろうきん金融教育サポートプログラム

# 「新・大人社会へのパスポート」～2022年民法改正～ 18歳までに知っておこう！〈契約〉と〈消費者トラブル〉

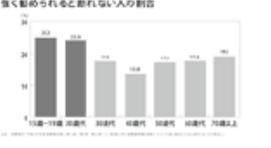
企画/制作 中央労働金庫 総合企画部（CSR）・東京経済大学 現代法学部 村千鶴子ゼミ

## 映像の構成

このDVDは若者が知っておくべき〈契約〉について学び、〈消費者トラブル〉を防ぐための啓発DVDです。消費者法を学ぶ東京経済大学 現代法学部 村千鶴子教授のゼミ生が、学生目線でテーマの選定からシナリオ案の作成まで行っています。現代の若者の日常生活のなかで起こりうる身近なマネートラブルについて解説します。

## 〈内容〉

導入、事例1、事例2、まとめの4部構成となっています。映像時間は、約15分です。

<p>18歳から成年となることを ご存知だろうか？</p>	<p>成年年齢 2022年以降：18歳に</p> <p>自由 責任</p> 	<p>〈契約〉について、身近な事例を交え、わかりやすい図と言葉で説明していきます。また、契約者が成年と未成年でどのような違いがあるか、成年年齢が引き下げられることによってどのような影響が想定されるのか、について解説します。</p>
<p>事例1 クレジットカードの使いすぎによる 支払い延滞と信用情報</p>	<p>支払いを延滞しがちな身近な例</p> <p>スマートフォンを制御画面で 購入した場合の延滞</p>  <p>注意</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 携帯料金と一緒に引き落とされ、いつでも「ローン実行」のマークです</li> <li>※ 契約を知らずして返済する信用情報 機関に延滞情報が登録されます</li> </ul>	<p>インターネットにおけるオンライン決済では必需品となったクレジットカード。クレジットカードは便利さの一方で、使い方を間違えると多重債務に陥る危険性も秘めています。正しいクレジットカードの使用方法を学ぶとともに信用情報についても解説します。</p>
<p>事例2 SNSを介した情報商材の マルチ商法被害</p>	<p>強く勧められると断れない人の割合</p>  <p>18歳未満 19歳 20歳 21歳 22歳 23歳 24歳以上</p>	<p>今やSNSを通じて知らない人と気軽に会える時代ですが、このような便利なツールを悪用した詐欺やマルチ商法のトラブルも発生しています。具体的な事例の内容を把握するとともに、マルチ商法の手法についても解説します。</p>
<p>契約や金銭トラブルに 遭ってしまったら</p>	<p>188 消費者ホットラインに まず電話しよう！</p> <p>いや！</p>  <p>友人 検索 身近な大人 専門家</p>	<p>消費者トラブルにあった若者2人が、トラブルから学んだことを考えます。トラブルにあってしまったら、友人に相談したりインターネットで対処法を探すよりも、専門家に相談することが解決の近道であることを解説します。</p>

## 〈まとめ〉

- 2022年より成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます
- 18歳から自分の意思で契約締結ができることの意味を理解しましょう
- 万一、消費者トラブルに遭った時には188:消費者ホットラインに電話し、専門家に相談しましょう

## 本件に関するお問合せ先

中央労働金庫 総合企画部（CSR）

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-5 TEL：03-3293-2048 FAX：03-3293-2007

ろうきん金融教育サポートプログラム

新

# 大人社会への

# パスポート

2022年民法改正

18歳までに知っておこう! 契約と消費者トラブル

クレジットカード



契約のルール



消費者トラブル



はじめに

# 2022年4月から 成年年齢が18歳に引き下げられます

成年になるというのは、社会からひとりの大人として認められることです。

未成年と違って親の同意を得なくても、自分自身の判断でさまざまなことができるようになりますが、その一方で、自分の行動に対する責任も発生します。

自立した大人として適切な判断ができるように

このワークブックを通じて、成年を迎えるまでに知っておくべき「契約」に関する注意点や、「消費者トラブル」の対策などについて学びましょう。

※本書は2019年12月時点の法律、社会情勢に基づいて制作されています。今後、法律の改正などで内容が実情と異なる場合がありますのでご注意ください。

## INDEX

1章 18歳成年でできるようになること	3
2章 契約ってなんだろう？	5
3章 クレジットカードの基礎知識	7
4章 悪質商法に注意しよう！	9
契約を解消できるクーリング・オフ	11
困ったときは188に相談しよう	12

### 活用方法

このワークブックは、各章がQ&A形式で構成されています。

まず各章のクイズにチャレンジし、次のページで答えと解説を確認することで、生徒・学生のより実践的な学習をサポートできる仕組みとなっています。

## キャラクター紹介



ノリオ (18歳)

成年年齢を迎えたばかりの18歳。好奇心旺盛でいろいろなことにチャレンジするが、つい調子に乗って失敗してしまうことも…。



マイコ (18歳)

ノリオと同じく成年年齢を迎えたばかりの18歳。自分では慎重派だと思っているが、耳寄りな情報に舞い上がって、正しい判断が下せないときも…。



ナビゲーター

成年年齢を迎える若者に正しい知識を教えるナビゲーター。契約・消費者トラブル解決のスペシャリスト。丁寧なアドバイスを心がけている。

CHAPTER 1  
1章

# 18歳成年で できるようになること



明治9年(1876年)から約140年以上もの間、日本の成年年齢は20歳と民法で定められていました。しかし現在、世界的に成年年齢を18歳とするのが主流となっています。そこで日本でも民法が改正され、2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられることになりました。

18歳成年になると、未成年のときと何が違うのか、その内容について確認してみましょう。

## Q1

### 成年年齢の引き下げによって、 18歳成年で新たにできるようになることは?

民法改正によって、新たに18歳でできるようになることを選んで、にチェックを入れましょう。

お酒を飲む



クレジットカードをつくる



ローンを組む



部屋を借りる



ケータイを買う



ギャンブルをする



次のページで答えをチェック

# A1

2022年4月から、次のことが18歳からできるようになります。



クレジットカードをつくる



ローンを組む



部屋を借りる



ケータイを買う

## 18歳でできること、20歳でできること

成年年齢である18歳になっても、これまで通り20歳にならないとできないこともあります。下の図で具体的な内容について確認しましょう。

18歳(成年)になったら できること	20歳にならないと できないこと (これまでと変わらないこと)
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 親の同意がなくても契約ができる               <ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯電話の契約</li> <li>・ローンを組む</li> <li>・クレジットカードをつくる</li> <li>・ひとり暮らしの部屋を借りる など</li> </ul> </li> <li>● 10年有効のパスポートを取得する</li> <li>● 結婚               <ul style="list-style-type: none"> <li>男女とも自分の意思で結婚できる</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 飲酒をする</li> <li>● 喫煙をする</li> <li>● ギャンブルをする               <ul style="list-style-type: none"> <li>競馬、競輪、オートレース、</li> <li>競艇の投票券</li> <li>(馬券など)を買う</li> </ul> </li> <li>● 中型自動車免許を取得する</li> <li>● 国民年金を納める義務を負う</li> </ul>
<p style="background-color: #f08080; color: white; padding: 2px;">これまでと同じ18歳でできること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 選挙で投票する</li> <li>● 普通自動車免許を取得する</li> </ul>	<p>若者の健康被害を防ぐため</p> <p>ギャンブル依存症や犯罪につながる危険性があるため</p>



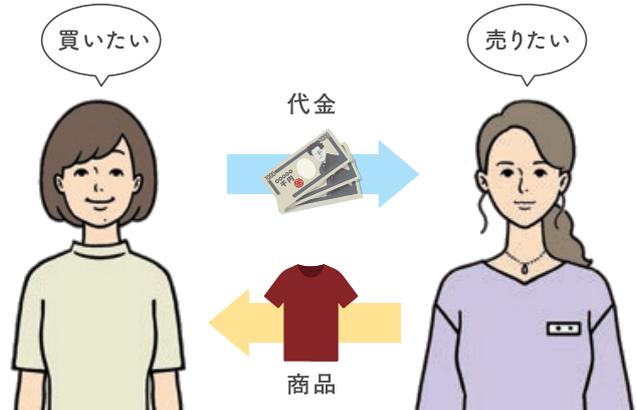
**POINT**

18歳でできることが増えるということは同時に**自分の判断や行動に責任が生まれる**ということも覚えておこう!

# 契約ってなんだろう？

「契約」という言葉を聞くと、契約書にサインをするイメージを思い描くかもしれませんが、普段の生活で行っている買い物も、実は契約の1つです(売買契約)。

トラブルを防ぐためにも、契約についての正しい知識を身につけることが大切です。次の問いで詳しく見てみましょう。



## Q2

### 次の買い物シーンで 契約が成立するタイミングはいつでしょう？

それぞれの場合について、解答欄に番号を記入しましょう。

#### お店で洋服を購入する場合

- 1 買う服をレジに持っていく
- 2 レジでお金を支払う
- 3 買った商品を受け取る



解答欄

#### ネット上で商品を購入する場合

- 1 商品を選び注文する
- 2 業者から注文確認メールを受け取る
- 3 購入した商品が手元に届く



解答欄

次のページで答えをチェック

# A2

## お店で洋服を購入する場合

- 1 買う服をレジに  
持っていく

## ネット上で商品を購入する場合

- 2 業者から注文確認  
メールを受け取る



## 契約成立は、お互いが合意したとき

契約は、契約したい同士のうち一方が申込み、相手はその内容を受け入れた（承諾した）ときに成立します。売買契約の場合、買い手の「買いたい」という意思と、売り手の「売りたい」という意思の合意があれば、**口約束**でも契約は成立します。



## 成立した契約は守らなければいけません

いったん契約が成立したら、お互いに約束を守らなければいけません。

売買契約であれば、買い手には「代金を支払う義務」が、売り手であるお店には「商品を引き渡す義務」が生まれます。

売買契約のほかに、右の図のこともすべて契約です。



アパートの  
賃貸契約



旅行の予約

## 例外的に契約をキャンセルできるとき

いったん契約すると、一方的にやめることはできませんが、例外的にキャンセルできる場合があります。

- 1 契約者の  
判断力が不十分  
(未成年者の契約)



18歳未満の未成年者が単独で行った契約は、判断力が不十分としてキャンセルできます。ただし、18歳は成年として扱われるので注意しましょう。

- 2 契約の勧誘に  
問題がある場合  
(消費者契約法)



二セモノの商品を本物と偽るなど、重要な点についてうそがあった場合などは、不当な内容の契約をキャンセルできます。

- 3 冷静な判断が  
できない場合  
(クーリング・オフ)



突然の勧誘による契約など、消費者が冷静な判断をできない契約については、一定の期間内であればキャンセルできます。

※クーリング・オフの詳細はP11をご覧ください

# クレジットカード の基礎知識

これでオトナの  
仲間入り♪



18歳成年になると、自分でクレジットカードをつくって使うことができるようになります。クレジットカードは、現金がなくても買い物の支払いができる便利なカードですが、その仕組みを理解して、適切な使い方を心がけることが重要です。

そこでまず、普段の生活でよく活用されているさまざまな種類のカードについて、それぞれの特徴を確認してみましょう。

## Q3

## さまざまなカードの特徴について 正しい説明はどれでしょう？

それぞれのカードの解答欄に、正しい説明文の番号を記入しましょう。

### クレジットカード



解答欄

### デビットカード



解答欄

### 電子マネー（交通系カード）



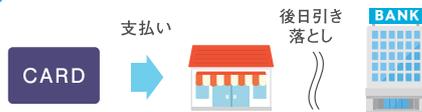
解答欄

1



支払いと同時に銀行口座から代金が引き落とされる仕組みのカードです。口座の残高以上の買い物はできません。

2



代金は後払いで買い物ができるカードです。代金は後日、銀行口座から引き落とされます。

3



あらかじめカードにお金をチャージして、チャージした金額分の買い物ができるカードです。

4



支払い額に応じた分のポイントがもらえるカードです。ポイントは次回の買い物で、代金の一部として使えます。

次のページで答えをチェック

# A3

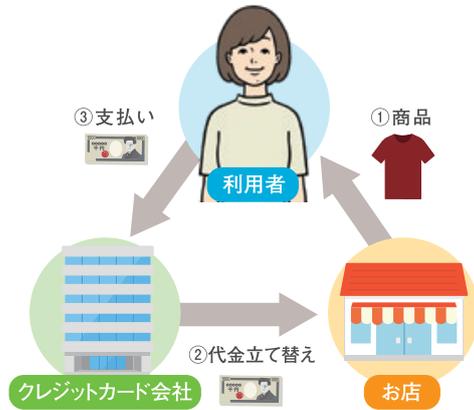
クレジットカード… ②      デビットカード… ①      電子マネー… ③

④ はポイントカードの説明です。

## クレジットカードの仕組み

クレジットとは「信用」という意味です。利用者の「信用」をもとに、クレジットカード会社が代金を立て替える仕組みになっています。

立て替えられた代金は、後から決められた日に、利用者の銀行口座から引き落とされます。実際は右の図の①～③の順になっています。



## 代金の支払いが遅れると「信用」を失います



### クレジットカードが使用停止に

銀行口座の残高が不足しているなど、支払い期日に支払い額を支払えないとクレジットカードは**使用停止**の状態になってしまいます。さらに支払いを催促する電話がかかってきたり、督促状が自宅にきます。



### ブラックリストに登録

各クレジットカード会社は、利用者の基本情報や支払い状況などについて、信用情報機関を通じて共有しています。支払いの遅れが**3か月続くと**、事故情報として信用情報機関の**ブラックリスト**に登録されてしまいます。



### 将来、ローンが組めなくなることも…

一度信用情報に傷がつくと、将来住宅ローンや自動車ローンを組めなくなってしまう可能性があります。さらに新たなクレジットカードの作成も困難になるなど、大きな影響を及ぼすため注意が必要です。

### POINT



クレジットカードの支払いの遅れによって、信用に傷がつく危険性をしっかりと理解して**確実に支払える金額内**で利用しましょう。



## 安価で勧める美容医療

3 じっくり考えて  
その場で契約をしない

広告のお試し価格につられて出向いたところ、別の施術を勧めて、結果的に高額な契約を結ばせる悪質な業者もあります。

契約を急かされても、その場で安易に契約をしないことが大切です。

## アポイントメント商法

## 2 身に覚えのない当選通知は無視する

「当選したので景品の受取りに来てほしい」などとSNSで呼び出し、高額な契約をさせる悪質商法です。身に覚えのない当選通知が来ても飛びつかないようにしましょう。また勧誘を受けても、その場で契約ないようにしましょう。

## 若者が被害に遭いやすい悪質商法

## キャッチセールス



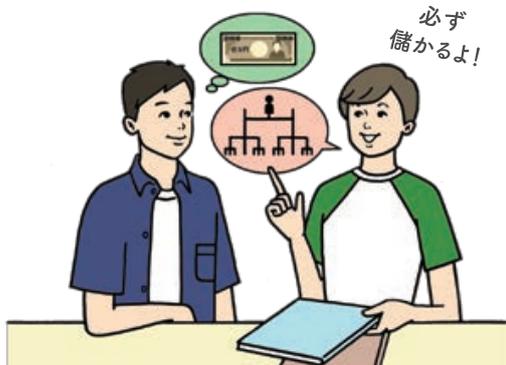
路上で「無料体験」「アンケート調査」などと声をかけて、喫茶店や事務所などへ連れていき、高額な商品やサービスを購入させる悪質商法です。路上で知らない人に声をかけられても、安易についていけないようにしましょう。

## ニセ商品のネット販売



ショッピングサイトで商品を購入し、代金を支払ったにもかかわらず、商品が届かなかったり、届いた商品がニセモノだったりする悪質商法です。その販売業者が信用できるかどうかを調べてから、商品を購入することが大切です。

## マルチ商法



会員になって商品を販売すれば、紹介料がもらえると勧誘する悪質商法です。簡単に利益を得られるように聞こえても、そんなおいしい話はありません。「必ず儲かる」などの甘い言葉には飛びつかないようにしましょう。

## 架空請求



インターネット上に突然「契約完了」などと表示し、不当に高額な料金を請求する悪質商法です。慌てて表示されているURLにアクセスしたり、電話をしたりせずは無視しましょう。お金は絶対に振り込んではいけません。

# 契約を解消できる クーリング・オフ

クーリング・オフとは  
「頭を冷やす」  
という意味なんだ



## ■ クーリング・オフとは・・・

契約は守らなければならないのが原則ですが、訪問販売などの不意打ち的な取引では、冷静な判断ができないまま契約してしまうことも起こりがちです。そこで消費者が頭を冷やして考えることができるように、契約後一定の期間内であれば、無条件で契約を解除できる制度があります。それがクーリング・オフ制度です。

## ○ クーリング・オフができる販売方法と期間

販売方法	具体例	期間
訪問販売、 キャッチセールスなど	突然家にやって来たり、路上で急に呼び止められたり、 急な電話で呼び出されたりして、勧誘され契約する	契約書を 受け取った日から <b>8日</b>
継続的なサービス	エステや学習塾など、サービスを受けてみないとわから ない長期で高額な契約をする	契約書を 受け取った日から <b>8日*</b>
マルチ商法など	知人を勧誘すれば簡単に儲かるなどと誘われ 商品を購入させられる	契約書を 受け取った日から <b>20日*</b>

※要件を満たせば、中途解約も可能です。

⚠ 契約書はなくさないようにしましょう。

## ✕ クーリング・オフができない場合

- 自分で店舗に出向いて契約した場合
- ネットショッピングなどの通信販売
- 健康食品や化粧品などを消費した場合  
(未使用分は可能です)
- 自動車の売買契約
- 3,000円未満の現金取引の場合
- クーリング・オフ期間を過ぎてしまった場合

クーリング・オフ期間が  
過ぎてしまっても  
あきらめないで  
相談しよう



※上記以外にもクーリング・オフができない場合があります。

## ■ クーリング・オフの方法

クーリング・オフは必ずはがきなどの書面で行う必要があります。期間内に契約した事業者の代表者宛てに通知を送りましょう。

もしクレジット契約を  
利用していたら、  
同じものをクレジット  
カード会社にも送ろう



表	裏
<p>切手</p> <p>〒□□□□□□</p> <p>市○○○番地</p> <p>簡易書留 または 特定記録</p> <p>○○○会社 御中</p> <p>自分の住所 自分の氏名</p>	<p>通知書</p> <p>次の契約を解除します。</p> <p>● 契約(申込)年月日 ○○年○月○日</p> <p>● 販売会社 ○○会社</p> <p>● 担当者名 ○○</p> <p>● 商品名 ○○一式</p> <p>● 契約金額 ○○○,○○○円</p> <p>支払った代金○○○円を返金し、 商品を引き取ってください。</p> <p>住所 ○○年○月○日</p> <p>氏名 ○○</p>
<p>POINT</p> <p>通知は簡易書留か特定記録郵便 などで送り、はがきのコピーを 残しておきましょう</p>	<p>POINT</p> <p>契約書を受け取った日を含めて 8日(または20日)以内に 書面で通知しましょう</p>

# 困ったときは 188に相談しよう



## ■ 188とは？

「188(いやや)」は、全国共通の消費者ホットラインの電話番号です。音声ガイドにしながら郵便番号を入力すると、身近な市町村や消費生活センターなどの消費生活相談窓口につながります。

専門の相談員がトラブル解決をサポートしてくれるため、悪質商法による被害や契約に関するトラブルで困ったときは、ひとりで悩まずに「188」に相談しましょう。

## ■ 電話の前に用意しておくといもの

商品やサービスの保証書

契約書など約束ごとが書かれた書類

請求書や領収書など金額がわかるもの

商品やサービスのパンフレット

インターネット上の情報はWEB画面やURLなどの情報をプリントアウトしておこう



## ■ トラブル解決のサポート例

### 1 電話でアドバイス



電話で相談員に商品やサービスの内容、契約についての情報を伝えることで、トラブル解決のためのアドバイスを受けられます。

### 2 対面でじっくり相談



電話の相談だけでは解決が難しい場合、消費生活センターを訪れ、直接相談することもできます。内容によって、トラブル解決に必要な書類の作成などのサポートも受けられます。

### 3 事業者との交渉サポート



トラブルの相手である事業者との交渉をサポートするほか、相談員が間に入って事業者と交渉を行い、解決にあたる場合もあります。

## POINT



**契約や消費者トラブルに関する知識**を身につけて大人としての新しい一歩を踏み出そう!

◆実践・事例報告◆

地域での協同（協働・共同）事業・活動の実践（４）農業協同組合

## JAさがみが目指す地域協同組合

さがみ農業協同組合 総合企画室 室長 井出 徹

---

<プロフィール>

井出 徹(いで とおる)

1961年、長野県佐久市生まれ、1982年、長野県農業大学校卒業後、農業改良普及員として座間農協に就職、1995年、さがみ農協への合併を経て、本店金融推進部配属後、渋谷支店渉外課長、座間支店副支店長、本店共済部相談調査課長、金融推進部推進課長、座間支店長などを歴任後、2016年より現職。

協同金融研究会 第17回シンポジウム  
「地域での協同（協働・共同）事業・活動の実践」

# JAさがみが目指す地域協同組合

「ともに心をあわせ、力をあわせて」



さがみの さつちやん みつくん

令和2年3月7日

さがみ農業協同組合  
総合企画室 井出 徹

協同金融研究会 第17回シンポジウム 「地域での協同（協働・共同）事業・活動の実践」

## <本日ご報告させて頂きたい事>

- つながりインターンシップ@協同
- かながわCo-ネット（神奈川県協同組合連絡協議会）  
協同組合・交流行事「夏休み地引き網体験」
- 生協（ユーコープ）、神奈川県漁連・藤沢市漁協、JAさがみ 共同企画  
地産地消イベント「とれたたて市」の開催
- 農・福連携への取り組み  
こども食堂への食材提供など



# JAさがみの概要



神奈川県  
総土地面積 2,415.81km<sup>2</sup>  
総人口 9,197,952人



JAさがみは神奈川県のほぼ中央に位置し、面積では県の10.4%、人口は16.0%を占めています。



	総土地面積	総人口
藤沢市	69.56km <sup>2</sup>	433,910人
茅ヶ崎市	35.76km <sup>2</sup>	241,862人
寒川町	13.42km <sup>2</sup>	48,274人
綾瀬市	22.14km <sup>2</sup>	84,423人
大和市	27.09km <sup>2</sup>	236,753人
鎌倉市	39.67km <sup>2</sup>	172,455人
座間市	17.57km <sup>2</sup>	130,263人
海老名市	26.59km <sup>2</sup>	133,001人
合計	251.80km <sup>2</sup>	1,480,941人

令和元年5月1日現在

南北に  
約23.8km  
東西に  
約22.5km



# JAさがみの事業概況

2020年2月29日現在

組合員の状況	
正組合員	10,410人
准組合員	54,966人
合計	65,376人

販売農家数	2,100戸
自給的農家数	1,762戸
総農家戸数	3,862戸
耕地面積	1,900 ha

(2015年 農林業センサスより)

従業員の状況	
正職員	962人
嘱託・パート等	244人
合計	1,206人

子会社	
さがみ協同開発(株) (施設・不動産関連)	
(株)さがみくみあいサービス (葬祭関連)	

## JAさがみの総合事業



主な事業概況	
販売品取扱高	57億円
購買品取扱高	174億円
貯金残高	1兆1,419億円
貸出金残高	3,125億円
長期共済保有高	1兆7,296億円
自己資本	699億円
出資金	51億円
単体自己資本比率	14.64%

店舗・事業所等	
本店 事業本部	4
支店 (金融店舗)	43
経済事業関連事業所 うち 営農経済センター	17 9
直営農畜産物直売所 うち ファーマーズマーケット	8 2



# JAさがみの理念と経営方針

## 理念

私たちは組合運動の原点である協同・共生・参画を大切にしながら、人と自然が共生する調和のとれた豊かな未来を拓きます。

- 1. 共生 → 支え合う地域社会の核を目指す
- 2. 食料と環境 → 思い起こそう自然の大切さ
- 3. 安定経営 → 協同の心と力の素晴らしさ



## 経営方針

- 1. 地域特性を活かした農業の持続的な発展を目指す。
- 2. 総合事業を通じて、地域住民が必要とするサービスを提供する。
- 3. 将来にわたって安定した運営のできる経営基盤・経営体制を確立する。



### つながりインターンシップ@協同

一般社団法人「くらしサポート・ウィズ」の主催による「つながりインターンシップ@協同」は、次世代を担う若者に「協同の理念」を伝え、協同組合という組織を通して「相互扶助の重要性」を実感してもらい、「地域課題を自らが解決する主体性」を身に着けるきっかけにして欲しいとの思いから2014年度にスタートし、JAさがみはJCAとの連携により学生の受入団体として、2016年より参加しています。（インターン生 8大学 28名、受入参加団体 16団体）



今回で3回目の受入となりますが、インターンシップを通じて、参加団体の皆さんとの交流も深まり、様々な課題の共有や新たな気づきなどもあり、協同組合のこのような取り組みにより、若い世代への認知度が高まるとともに、協同の精神が社会全体に広がっていくことを願い、今後も参加団体としてその一助になればと考えています。

## かながわCo-ネット 協同組合・交流行事「夏休み地引き網体験」

かながわCo-ネットでは、藤沢市鵠沼海岸で、神奈川県漁連や藤沢市漁協、網元「堀川網」、JAさがみとが連携し、夏休み地引き網体験を企画・実施。会員組織の組合員や役職員、社員とその家族を対象とし、今年は親子連れを中心に234名が参加。



県漁連や藤沢市漁協など皆さんの協力により8回目の開催となった今年は、イワシ、アジ、シラスなど獲物が近年稀に見るほどの大漁となり、参加した子供たちは一所懸命に網を引きました。また、バーベキューでは、JAさがみよりナスやトウモロコシなどの夏野菜やかながわブランド「やまゆりポーク」のソーセージを提供、食後はスイカを食べていただき、参加者は新鮮な海と大地の恵みに大満足の様子でした。



終了後は、参加者全員でのビーチクリーンで砂浜を清掃。砂浜に散らばる細かいプラスチックゴミは回収することができず、マイクロプラスチックが海洋汚染の大きな原因となっていることを実感しました。台風接近の心配もあったものの快晴の下での作業となり、ユーコープからの飲料等の提供も体に沁みました。

## 生協・漁協・農協 共同企画 地産地消イベント「とれたて市」

連絡協議会の発足を契機として、協同組合の職員同士の交流も深まり、県中央会を中心に生協・漁協の皆さんと懇親と意見交換を重ね、ユーコープ店舗を舞台とした生協・漁協・農協初のコラボ企画、地産地消イベント「とれたて市」を開催しています。



生協の店舗で農協や漁協が直売するのは、3者にとっても大きなメリットがあると考えています。生協では「つくる人と食べる人を結ぶ顔の見える産直事業」を展開しており、地産地消を通じて、地域農業や漁業の価値など知っていただく機会にもなり、わが町の農業・漁業として理解を深めてもらう事にもつながるものと考えています。

### こども食堂への食材提供

藤沢市福祉部を通じて、特定非営利法人（NPO法人）よりJAさがみに対して、生活保護受給世帯や生活困窮世帯の青少年の食育を目的とした活動の実施にあたり、当該団体が開催する「こども食堂」への地元野菜等の食材提供の依頼がなされ、JAさがみでは、ファーマーズマーケット「わいわい市藤沢店」において、同店へ出荷される農家組合員のご理解とご好意のもと、平成28年6月より、多くの生産者より売り切れなかった商品や、規格外品等の提供を行っています。



### 就労準備支援事業との連携

座間市では、生活クラブ・NPOワーカーズ・コレクティブ協会・さがみ生活クラブの3者による共同企業体が座間市から委託を受けて「はたらっく・ざま」を運営されています。

「はたらっく・ざま」では、長期間就労していない方や引きこもりの方など、利用者の個性や抱えている課題に応じ、働く前の生活リズムを整えるための講義や演習、職場体験を通し自分の強みと苦手な部分を見つける実習、模擬面接や履歴書の書き方、会社でのマナーなどを学ばせるなど、就労に関わるキメ細かなサポート支援を行っています。

JAさがみでは「はたらっく・ざま」と連携し、座間市内に2か所ある農畜産物直売所において、職場体験の事業所として本年度より利用者の受け入れを始めました。



### 『フードバンクかながわ』との連携

貧困と食品ロスを社会問題としてとらえ、2018年2月に「フードバンクかながわ」が設立され、同年4月より事業運営を開始。

※2020年1月末現在賛助会員 団体会員 105団体、個人会員 192名

食品寄贈事業者関係 72団体、

行政・社協（食品受取団体）関係 44団体、食品受取団体 107団体

JAさがみでは、賛助会員として来年度より、女性組織によるイベント等を通じて、組合員に対し食品寄贈を幅広く呼び掛け、フードドライブを実施してまいります。



## 農業・JAを取り巻く3つの危機

### 農業・農村の危機

- 深刻な担い手不足（後継者不足）・担い手の高齢化
- 基幹的農業従事者数の急速な減少
- 農業生産基盤の縮小・脆弱化
- 労働力不足・過疎化
- 超高齢化社会

### 組織・事業・経営の危機

- 地域社会・経済の疲弊
- JA組織基盤の弱体化
- 事業取扱高の減少
- 信用・共済事業の将来収益の減少
- JA経営収支の悪化 等

### 協同組合の危機

- 組合員構成の変化・多様化によるわがJA意識の低下
- 協同組合に対する無理解 等



## JAさがみ中期ビジョン

## 人と人のつながり（協同）をつくる



### 基本目標①

農業と地域をつなぐ  
営農活動を展開する

役職員が架け橋となって

**働きかけ**

- 農家との相互理解を深める

役職員が架け橋となって

**働きかけ**

### 基本目標④

経営基盤の強化・  
安定をはかる

- 地域農業の価値を理解してもらう
- 総合事業によるサービスを提供し、暮らしを守る

- 組織活動を通じて農家の  
仲間づくりを支援する

農家  
(正組合員)

### 基本目標②

農協事業の基盤である  
組織力を強化する

職員が架け橋となって

**強化・拡大**

- 生産者と消費者を結びつける

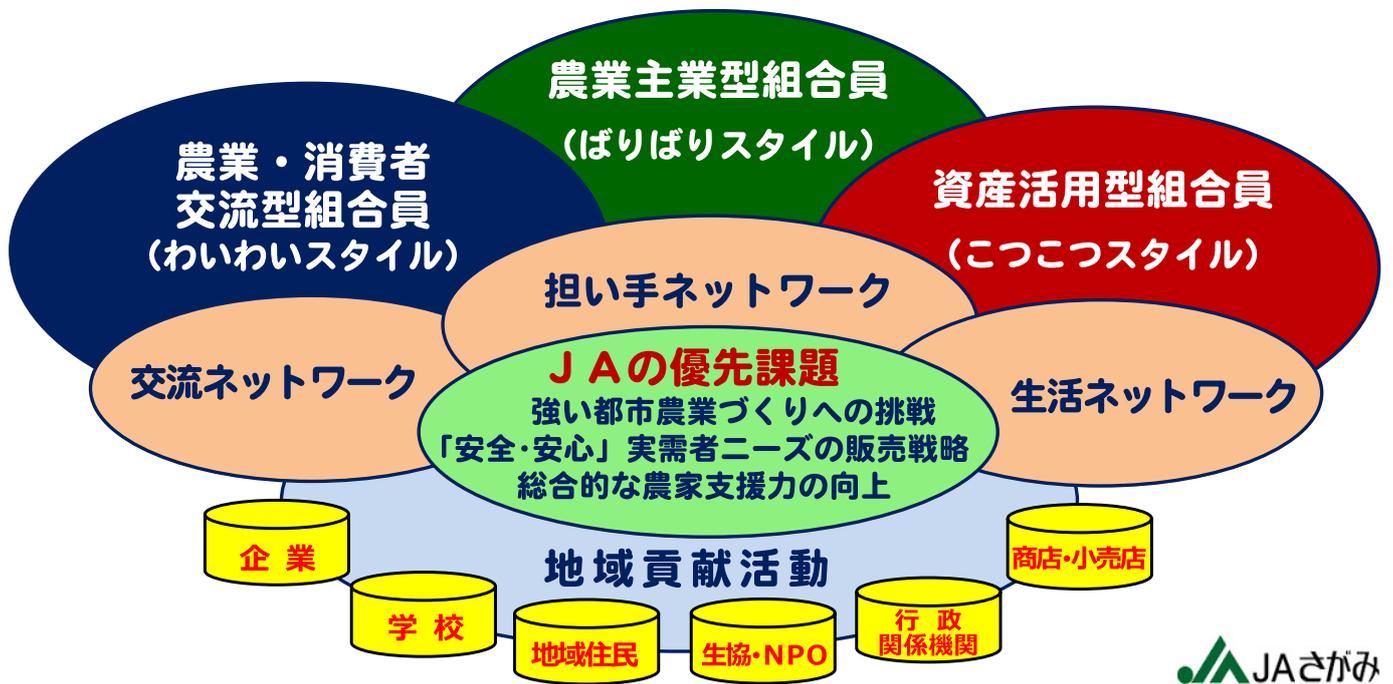
地域  
農業

JAさがみ  
役職員

地域住民  
(准組合員)

### 基本目標③

組合員・地域農協が  
支え合う  
地域社会をつくる



## ともに心をあわせ、力をあわせて



ふじさわ



ちがさき



さむかわ



あやせ



やまと



かまくら



ざま



えびな

ご清聴ありがとうございました

JAさがみ



さがみのさつちゃん

参考：当初のシンポジウムの予定

(開催案内状より)

協同金融研究会 第17回シンポジウム

## SDGs達成へ、さらなる「協働の力」で!

### (開催主旨)

私たち協同金融研究会は2014年の第11回シンポジウムで藻谷浩介氏から「里山資本主義という行き方」と題する記念講演を受けて以来、地域経済を支える協同事業の金融面での強化こそが地域振興・活性化(地域再生)にとって重要な課題であるという視点に立って、さまざまな切り口から議論を重ねるとともに、先進的に取り組んでおられる各業態の方々をお招きし、それらの取り組み事例を共有すべく努めてきました。

現下の地域経済は、個別機関、個別業態だけでは乗り越えられないほど厳しい状況におかれ、自治体の産業政策や街づくり政策と連携した「地域間協同」、「協同組合間協同」をさらに強め、「自律型地域社会」を築きあげていくことが求められています。

第17回シンポジウムでは、これまで積み重ねてきた成果を受け、基調講演として山家悠紀夫氏をお招きし、バブル経済崩壊以降のわが国経済の在り方を総括していただき、複雑化しているグローバル経済のなかで日本経済の未来をどう展望し、地域、コミュニティがどのような発展方向を目指すべきなのか、また、そのために求められる協同組織金融機関の課題とは何かについて問題提起していただくこととしました。

全体討論では、山家氏の講演を受け、地域における各業態の実践的取り組みを紹介していただきながら、その成果とさらなる課題について参加者の皆さまともども議論を深めていきたいと思っております。

### 記

1. 日 時：2020年3月7日(土) 12時30分～17時
2. 会 場：日本大学経済学部7号館講堂(会場案内図は別記参照)
3. 参加費：2,000円(但し、学生・院生は1,000円)
4. 申込み：研究会事務局へ、メール or FAXでお申し込みください。(1頁目次下参照)
4. テーマ：「SDGs達成へ、さらなる『協働の力』で!」
5. プログラム
  - 12時30分～12時40分 開会挨拶 駒澤大学教授・協同金融研究会代表 齊藤 正
  - 12時40分～13時50分 基調講演  
「激変の30年を振り返り、日本社会の未来を考える」  
「暮らしと経済研究室」主宰 山家 悠紀夫 氏
  - 14時～15時30分  
実践・事例報告「地域での協同(協働・共同)事業・活動の実践」
    - \*SDGsを踏まえた地域の課題解決活動について  
東京東信用金庫 ひがしんハロープラザ両国 所長 成嶋 和彦 氏
    - \*ソーシャル・キャピタルをベースに『地域を丸ごと支える金融機関』を目指す  
いわき信用組合 理事部長 本多 洋八 氏
    - \*2022年民法改正を踏まえた若年者向け金融教育DVDの制作  
中央労働金庫 総合企画部 CSR担当部長 有竹 丈司 氏
    - \*協同組合連携などを通じた地域協同組合を目指す取組について  
さがみ農業協同組合 総合企画室 室長 井出 徹 氏
  - 15時40分～17時 全体討論(信金、信組、労金、農協)  
コーディネーター 相川 直之 氏(元朝日信用金庫常務理事)

◆お知らせ◆ 新型コロナウイルスの感染拡大により、定例研究会の開催をしばらく見送ります。開催の目処が立った段階で、改めてご案内させていただきます。その間は、当研究会のホームページやFacebookあるいは、会員宛のメールにてお知らせをします。また、皆様のご意見もお寄せください。